

(図表25) 財団法人 岡山市下水道公社

11年間比較貸借対照表

(単位:千円)

|                   | 平成6年度<br>H7年3月期 | 平成7年度<br>H8年3月期 | 平成8年度<br>H9年3月期 | 平成9年度<br>H10年3月期 | 平成10年度<br>H11年3月期 | 平成11年度<br>H12年3月期 | 平成12年度<br>H13年3月期 | 平成13年度<br>H14年3月期 | 平成14年度<br>H15年3月期 | 平成15年度<br>H16年3月期 | 平成16年度<br>H17年3月期 |
|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| <b>I 資産の部</b>     |                 |                 |                 |                  |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |
| 1 流動資産            | 3,173           | 5,851           | 5,573           | 9,528            | 13,288            | 17,165            | 200,427           | 18,700            | 11,720            | 29,858            | 17,772            |
| 現金及び預金            | 3,173           | 5,851           | 5,573           | 9,528            | 13,288            | 17,163            | 87,447            | 17,854            | 11,720            | 29,419            | 17,772            |
| 未収入金              | 0               | 0               | 0               | 0                | 0                 | 1                 | 112,980           | 846               | 0                 | 439               | 0                 |
| 2 固定資産            | 65,707          | 66,849          | 64,312          | 67,764           | 70,267            | 71,718            | 74,274            | 76,534            | 71,530            | 69,967            | 69,921            |
| 基本財産              |                 |                 |                 |                  |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |
| 投資有価証券            | 0               | 0               | 0               | 0                | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 49,870            | 49,870            | 49,870            |
| 基本財産預金            | 50,000          | 50,000          | 50,000          | 50,000           | 50,000            | 50,000            | 50,000            | 50,000            | 130               | 130               | 130               |
| 基本財産合計            | 50,000          | 50,000          | 50,000          | 50,000           | 50,000            | 50,000            | 50,000            | 50,000            | 50,000            | 50,000            | 50,000            |
| その他の固定資産          |                 |                 |                 |                  |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |
| 車両運搬具             | 3,487           | 4,556           | 3,354           | 5,341            | 5,341             | 5,341             | 5,341             | 5,341             | 6,328             | 6,328             | 7,184             |
| △ 車両運搬具減価償却累計額    |                 |                 |                 | △ 3,188          | △ 4,389           | △ 4,981           | △ 5,074           | △ 5,074           | △ 5,074           | △ 5,296           | △ 4,637           |
| 什器備品              | 9,085           | 9,127           | 7,792           | 7,429            | 9,171             | 9,621             | 11,066            | 12,131            | 12,424            | 8,628             | 10,024            |
| △ 什器備品減価償却累計額     |                 |                 |                 | △ 2,673          | △ 3,829           | △ 3,005           | △ 4,347           | △ 6,245           | △ 9,124           | △ 7,153           | △ 7,981           |
| ソフトウェア            |                 |                 |                 |                  |                   | 743               | 743               | 743               | 743               | 743               | 743               |
| △ ソフトウェア減価償却累計額   |                 |                 |                 |                  |                   | △ 340             | △ 466             | △ 571             | △ 628             | △ 685             | △ 743             |
| 電話加入権             | 535             | 535             | 535             | 535              | 535               | 535               | 535               | 535               | 535               | 535               | 535               |
| 減価償却引当預金          |                 |                 |                 | 5,861            | 8,219             | 9,863             | 11,680            | 13,684            | 15,217            | 16,867            | 14,795            |
| 退職給与引当預金          |                 |                 |                 | 1,828            | 2,590             | 1,310             | 2,164             | 3,360             | 1,108             | 0                 | 0                 |
| 敷金                | 2,600           | 2,630           | 2,630           | 2,630            | 2,630             | 2,630             | 2,630             | 2,630             | 0                 | 0                 | 0                 |
| その他の固定資産合計        | 15,707          | 16,849          | 14,312          | 17,764           | 20,267            | 21,718            | 24,274            | 26,534            | 21,530            | 19,967            | 19,921            |
| 資産の部合計            | 68,881          | 72,699          | 69,885          | 77,292           | 83,555            | 88,883            | 274,701           | 95,234            | 83,249            | 99,825            | 87,692            |
| <b>II 負債の部</b>    |                 |                 |                 |                  |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |
| 1 流動負債            | 2,257           | 5,310           | 5,219           | 9,232            | 12,854            | 16,153            | 199,281           | 16,934            | 9,874             | 27,997            | 15,994            |
| 未払金               | 2,255           | 5,310           | 5,126           | 9,026            | 12,739            | 16,016            | 199,099           | 16,681            | 9,795             | 27,917            | 15,800            |
| 預り金               | 2               | 0               | 92              | 206              | 115               | 137               | 182               | 253               | 79                | 80                | 194               |
| 2 固定負債            | 0               | 0               | 0               | 0                | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 |
| 負債の部合計            | 2,257           | 5,310           | 5,219           | 9,232            | 12,854            | 16,153            | 199,281           | 16,934            | 9,874             | 27,997            | 15,994            |
| <b>III 正味財産の部</b> |                 |                 |                 |                  |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |
| 正味財産              | 66,623          | 67,389          | 64,666          | 68,059           | 70,701            | 72,730            | 75,420            | 78,299            | 73,375            | 71,828            | 71,698            |
| (うち基本金)           | (50,000)        | (50,000)        | (50,000)        | (50,000)         | (50,000)          | (50,000)          | (50,000)          | (50,000)          | (50,000)          | (50,000)          | (50,000)          |
| (うち当期正味財産増減額)     | (66,623)        | (766)           | (△2,723)        | (6,748)          | (2,641)           | (2,029)           | (2,690)           | (2,879)           | (△4,924)          | (△1,547)          | (△130)            |
| 正味財産の部合計          | 66,623          | 67,389          | 64,666          | 68,059           | 70,701            | 72,730            | 75,420            | 78,299            | 73,375            | 71,828            | 71,698            |
| 負債及び正味財産の部合計      | 68,881          | 72,699          | 69,885          | 77,292           | 83,555            | 88,883            | 274,701           | 95,234            | 83,249            | 99,825            | 87,692            |

(図表26) 財団法人 岡山市下水道公社

## 11年間比較正味財産増減計算書

(単位:千円)

|           | 平成6年度<br>H7年3月期 | 平成7年度<br>H8年3月期 | 平成8年度<br>H9年3月期 | 平成9年度<br>H10年3月期 | 平成10年度<br>H11年3月期 | 平成11年度<br>H12年3月期 | 平成12年度<br>H13年3月期 | 平成13年度<br>H14年3月期 | 平成14年度<br>H15年3月期 | 平成15年度<br>H16年3月期 | 平成16年度<br>H17年3月期 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| I 増加の部    |                 |                 |                 |                  |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |
| 1 資産増加額   | 68,881          | 3,122           | 0               | 9,596            | 5,674             | 6,492             | 4,607             | 4,883             | 5,682             | 2,806             | 4,287             |
| 2 負債減少額   | 0               | 0               | 0               | 0                | 0                 | 1,810             | 257               | 0                 | 61                | 0                 | 0                 |
|           | 68,881          | 3,122           | 0               | 9,596            | 5,674             | 8,301             | 4,864             | 4,883             | 5,744             | 2,806             | 4,287             |
| II 減少の部   |                 |                 |                 |                  |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |
| 1 資産減少額   | 0               | 2,356           | 2,723           | 691              | 674               | 4,355             | 357               | 0                 | 7,671             | 4,353             | 4,417             |
| 2 負債増加額   | 2,257           | 0               | 0               | 2,157            | 2,358             | 1,917             | 1,817             | 2,003             | 2,998             | 0                 | 0                 |
|           | 2,257           | 2,356           | 2,723           | 2,848            | 3,032             | 6,272             | 2,174             | 2,003             | 10,668            | 4,353             | 4,417             |
| 当期正味財産増減額 | 66,623          | 766             | △ 2,723         | 6,748            | 2,641             | 2,029             | 2,690             | 2,879             | △ 4,924           | △ 1,547           | △ 130             |
| 前期繰越正味財産額 | 0               | 66,623          | 67,389          | 61,311           | 68,059            | 70,701            | 72,730            | 75,420            | 78,299            | 73,375            | 71,828            |
| 期末正味財産合計額 | 66,623          | 67,389          | 64,666          | 68,059           | 70,701            | 72,730            | 75,420            | 78,299            | 73,375            | 71,828            | 71,698            |

#### (4) 監査の結果及び意見

##### 公社事業の計画的運営について

公社事業のうち、特別会計にかかる事業の100%が岡山市からの受託業務といえる。いわば、下水道局の行政代行事業である。このため、公社独自で中長期の経営計画を策定することは困難であるとの説明を受けた。確かに、下水道局の行政代行事業であり、また、人件費を主な運営費用とする公社事業では、公社独自の計画的な事業展開は困難であるとの主張は理解できる。しかし、公社は岡山市から独立した団体である。したがって、公社は、人員の適正配置、業務の効率的運営、将来にわたる事業展開などを、さらに検討し、ある程度、公社事業を計画的に運営すべきである。

##### 管きょ設計監督等業務委託契約にかかる委託料について

「(1) 概要」に示したように、管きょ設計監督等業務委託契約にかかる委託料については、公社の受託業務にかかる実支出額が上限とされている。この実支出額は人件費を中心とした受託業務費用及び減価償却費の合計と考えられ、平成16年度の委託料はそのような考えで適正に算定されていた。

しかし、公社設立当時、委託料の算定には、公社が投資した固定資産への支出額約18百万円が含まれていた。公社は、岡山市から基本財産50,000千円の出資により設立されたが、岡山市から運用財産としての寄附はなかった。このため、公社設立当時の委託料は、受託業務遂行上、必要とされる固定資産への支出額を含めて算定されていた。

公社には、現在、基本金50,000千円を超える正味財産が蓄積されているが、設立当時、固定資産への支出額を含めて委託料が算定されていたことが、その主な要因といえる。

##### 「意見」公社の人的組織の課題について

「(1) 概要」に示したように公社建設課職員は岡山市から派遣されている。派遣期間に関しては、「派遣職員の取扱に関する協定（岡山市と公社）」、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」及び、「下水道公社設立に伴う確認書（岡山市と岡山市職員労働組合）」などに基づいて派遣期間は3年以内と定

められている。

平成16年4月の新規派遣職員（ただし、建設課技師）は3名であり、うち1名が下水道局からの派遣であり、他の2名は他部局からの派遣である。また、平成16年3月に派遣解除された職員（ただし、建設課技師）は6名であり、下水道局から派遣され下水道局に戻った者は2名、下水道局から派遣され他部局に戻った者は4名であった。

公社の受託事業である管きよ設計監督等業務は、岡山市が民間業者に外注委託する管きよの委託設計書の作成・指導・監督が主な業務であり、下水道施設設計に関する高水準の専門的知識、技術及び経験を必要とする。しかし、前述した派遣職員の状況をみると、下水道施設設計に関する専門的知識、技術及び経験を考慮した派遣を行っているのか疑問である。

また、派遣期間を3年以内とするという制約もあり、他部局から派遣される職員にとって、同期間は、下水道施設設計に関する専門的知識、技術及び経験の集積のためには不十分であると判断される。

#### 「意見」公社が発注する外注委託費の妥当性について

公社は、次に示す委託業務を外注委託している。

- |        |                       |
|--------|-----------------------|
| (ア) 件名 | 家屋調査報告書デジタル化業務監理業務委託  |
| 委託先    | 株式会社G社                |
| 委託金額   | 4,600,000円            |
| (イ) 件名 | 委託成果品保管業務支援システム作成業務委託 |
| 委託先    | 株式会社G社                |
| 委託金額   | 900,000円              |

これら外注費が、岡山市から受託した管きよ設計監督等業務委託契約の委託内容に含まれるか、公社及び下水道局担当者に確認したところ、当初の委託業務には含まれていないが、平成16年度途中で下水道局からの指示により外注委託したとの回答であった。前述したように、委託料の確定は公社の受託業務の実支出額を上限としている。当該外注費を計上しても実支出額が委託料を下回ることから、結果として、最終確定した委託料には当該外注費が含まれている。

しかし、下水道局の作成した管きよ設計監督等業務にかかる委託設計書には当

初分及び変更分においても当該外注費に相当する業務内容の記載は見当たらない。委託契約書に基づき、管きょ設計監督等業務委託契約にかかる委託料が公社の「実支出額」をもとに算定されることから、公社に対し、安易で計画性に欠ける業務委託が行われたと言わざるを得ない。臨時的に発生するこのような外注業務であっても、委託仕様書及び委託設計書を変更のうえ、具体的な委託業務の内容を明示すべきである。

#### 「意見」 公社事業の今後のあり方について

国・地方の厳しい財政状況が続く中、平成11年度前後から公共投資の削減が行われており、岡山市の公共下水道建設事業もその影響を大きく受けている。下水道事業の建設投資額は、平成16年度は129億円と平成13年度の244億円の半分以下である。また、岡山市には、限られた予算の中で、汚水処理施設整備を効率的に進めることが求められており、平成15年6月2日、「持続的な発展が可能な岡山市の汚水処理施設整備の基本的な指針の策定（岡山市総合政策審議会最終答申）」が報告され、岡山市は、投資額100万円あたりで整備できる人口、いわゆる整備効率を重視する方針に転換している。このように、現在、下水道建設事業を取り巻く経済環境にも著しい変化が見られる。

このような状況下、公社設立当時、下水道設計等業務の「ピークカット」部分に相当する業務を分担するという公社の役割は、今日、下水道事業の建設投資額が大幅に削減されていることから、次第に薄れてきたといえる。

さらに、前記「「意見」公社の人的組織の課題について」で述べたように、公社建設課のように、すべての職員が、岡山市の派遣職員で構成されている組織では、円滑な人員配置も困難であり、所要人員の確保にも支障を生じる事態が見込まれる。

したがって、公社は、下水道処理人口普及率のアップを図るため、事業量を急速かつ大幅に拡大することに対応できる体制を確保する必要から設立されたが、上記のように、下水道建設事業を取り巻く経済環境の変化の中で、公社が果たすべき役割が薄れてきたこと、公社の人的組織の課題などを考慮すると、公社事業の今後のあり方について、公社の廃止を含めて見直しをする時期が来ているといえる。

なお、本報告書作成中である平成18年2月21日、岡山市は、平成17年度中に策定する新行財政改革大綱・短期計画編の素案をまとめ公表した。それによると、岡山市は、平成19年3月31日をもって公社を解散し、下水道の設計と施工を一元的に行い、その効率化を図るとされている。

本報告書作成中のことではあるが、公社運営に関する岡山市の方針が公表されたため、以上のとおり申し添える。

## 7 請負契約業務について

### (1) 概要

下水道特別会計の工事請負費について、過去3年間の決算概況は（図表27）のとおりである。

（図表27） 過去3年間の決算概況  
（単位：百万円）

| 年度    | 歳出決算額  | 繰越明許  | 不用額 |
|-------|--------|-------|-----|
| H14年度 | 10,837 | 4,931 | 21  |
| H15年度 | 7,087  | 3,766 | 81  |
| H16年度 | 5,892  | 4,254 | 134 |

歳出決算額はこの3年間減少傾向にある。近年、特に減少額が大きいものは公共下水道費の施設整備費（約44億円減少）と農業集落排水事業費の施設整備費（約4億円減少）である。

また繰越明許の残高は平成14年度49億円、平成15年度37億円、平成16年度42億円と推移している。

### ア 契約の方式について

主な契約の方式として、一般的には次のようなものがあげられる。

|        |  |
|--------|--|
| 一般競争入札 | 個別案件毎に予め資格要件を定めて入札参加希望者を公募し、参加希望者の中から資格要件を満たす者の全員で入札を行う方法                    |
| 指名競争入札 | 発注者が能力や実績に基づいて選定した業者を指名して入札を行う方法   |
| 随意契約   | 緊急の場合、競争入札に付することが不利なとき、時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みのあるとき、一定額以下の少額契約を締結するときなどの契約方法 |

岡山市では、具体的に（図表28）のとおり分類している。

（図表28） 岡山市における契約方式の概要

| 対象工事<br>金額は許容価格<br>(注1)   | 発注・契約<br>方式            | 指名<br>基準 | 入札<br>方法  | 低入札への措置                                       | 高落札<br>率入札<br>への<br>措置 |
|---|------------------------|----------|-----------|---|------------------------|
| 10 億円以上の<br>建設工事  | 一般<br>競争入札             | /        | 郵便        | 低入札価格調査                                       | 高落札<br>率入札<br>調査       |
| 10 億円未満<br>0.8 億円以上<br>建設工事   | 公募型指名<br>競争入札          | 市内       | 郵便        | 1 億円以上<br>低入札価格調査<br>0.8～1 億未満<br>最低制限価格設定    | 高落札<br>率入札<br>調査       |
| 1 億未満<br>0.6 億円以上<br>建設工事   | 定型<br>公募型指名<br>競争入札    | 学区<br>内  | 郵便        | 最低制限価格設定                                      | 高落札<br>率入札<br>調査       |
| 0.6 億円未満<br>建設工事  | 通常型指名<br>競争入札          | 学区<br>内  | 通常<br>入札  | 最低制限価格設定                                      | 高落札<br>率入札<br>調査       |
| 小規模工事<br>(設計金額 130<br>万円未満の建設<br>工事)                                  | 随意契約<br>(各事業担<br>当課にて) | /        | 見積<br>合わせ | /   | /                      |
| 地方自治法施<br>行令第 167 条<br>の 2 に該当す<br>る工事(注2)                            | 随意契約<br>(契約課に<br>て)    | /        | 見積<br>合わせ | /   | /                      |
| グラウト工事、<br>法面工事、PC<br>工事、JR近接<br>工事及び下水<br>道管きよ更正<br>工事 (10 億円<br>未満) | 特殊工事<br>公募型指名<br>競争入札  | /        | 郵便        | 1 億円以上<br>低入札価格調査対<br>象<br>1 億円未満<br>最低制限価格設定 | 高落札<br>率入札<br>調査       |

(注1) 許容価格とは、地方自治法第234条第3項に規定する予定価格のことをいう。

(注2) 地方自治法施工令第167条の2により随意契約によることができる場合が定められている。

## イ 契約に関連する仕組み

### (ア) 特定建設工事共同請負（ジョイントベンチャー）対象工事について

ジョイントベンチャー（以下、JV）とは、複数の建設業者が、共同で工事を受注し、確実かつ円滑な施工を図るため結成する共同企業体のことである。各企業は業務量の分散や工事の得意分野を活かせるメリットがある。

岡山市では、橋梁、トンネル、港湾、建築物等の施設又は工作物に関する建設工事で、市長が必要と認めるものについて、JV方式を採用している。

#### 対象工事の種類

- a 土木・建築工事 5億円以上15億円未満 2社JV、15億円以上 3社JV
- b 電気・管工事 2億円以上5億円未満 2社JV、5億円以上 3社JV
- c そのほかの工事 5億円以上 2社JV

### (イ) 許容価格の事前公表について

岡山市が発注する建設工事については、随意契約の方法により契約を締結しようとする場合を除き、平成11年7月から、許容価格を入札執行前（一般競争入札の場合公告時、公募型指名競争入札の場合公表時、通常型指名競争入札の場合指名通知時）に公表している。

### (ウ) 最低制限価格について（随意契約を除く）

#### <対象工事>

許容価格1億円未満の工事

#### <算定式>

$$\boxed{\text{許容価格} \times 0.76 + \text{許容価格} \times 0.045X + \text{許容価格} \times 0.045Y}$$

（X、Yは、-1.0から1.0までの0.1単位の変数）

入札会場において2回の抽選により確定されるXとYの数値を、上記計算式に代入することにより、最低制限価格を決定する。

この基準は、昭和61年に中央公共工事契約制度運用連絡協議会が契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合の基準（モデル）に示す許容金額の3分の2から10分の8.5を参考にしたものである。

### (エ) 低入札価格調査について

平成14年7月の制度改正において、低入札価格調査対象工事をそれまでの許容価格4億円以上の建築工事、3億円以上の土木工事、2億円以上のその

ほかの工事から、許容価格 8 千万円以上のすべての工事に拡大した。

この間、設計における直接工事費や共通仮設費などに対し、当該契約に適合した履行がなされるかを判定する数値基準を設け、また見直すなどの対策を講じてきたが、落札率40%台の著しい低価格での落札や、数値基準との比較数値の漏洩の疑念が生じるなどの問題が生じた。

このため、平成17年2月1日にこうした数値基準を廃止するとともに、契約保証金について、低入札調査基準（消費税抜き許容金額の3分の2）を下回った場合は、これまでの請負金額の10%から、次の算定式の金額に変更した。

|  |
|--|
| $\left( \text{許容価格} \times 1 / 10 \right) + \left( \text{許容価格} \times 2 / 3 - \text{契約金額} \right)$ <p>許容価格および契約金額は消費税等込みである。</p> |
|--|

(オ) 高落札率入札の調査

岡山市が発注する建設工事の入札（随意契約及び小規模工事を除く）において、許容価格に対する最低入札価格の比率が著しく高い場合に、落札決定を保留し、直ちに全入札参加者から入札価格の内訳書の提出を求めた上で、適正な積算に基づいて入札価格が設定されているか否かを調査することにより、入札価格のより一層の適正化を図ることを目的として、平成14年7月、岡山市建設工事高落札率入札調査要綱を制定した。

調査の結果、適正な積算に基づき入札価格が設定されていると認められるときは、最低価格入札者を落札者と決定するが、当該入札に関し、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合又は談合の疑いがあると判断された場合には、岡山市適正契約等推進会議において取扱を審議する。

なお、提出期限（午前中入札の場合当日午後5時、午後入札の場合翌日午前中）までに所定の内訳書を提出しなかった場合は、当該入札者の入札が無効となるほか、正当な理由なく提出期限までに提出しなかったものは、12か月以内の指名停止となる。

(カ) ISO認証取得等の重視

ISO9000シリーズは、国際標準化機構（ISO）にて制定された品質管理システムの国際規格である。製品そのものではなく品質管理体制を規定したものである。

ISO9000シリーズ認証取得業者については、平成13年度から、許容価格

1億円以上の公募型指名競争入札の参加資格である同種工事の施工実績について請負代金額を問わない措置をとっているほか、平成14年度からは、3億円以上4億円未満の土木工事及び建築工事に参加できる最下位の格付等級である特A下ランクの業者、並びに、1億円以上2億円未満の土木工事及び2億円以上3億円未満の建築工事に参加できる最下位の格付等級であるAランクの業者については、ISO9000シリーズ認証取得業者のみに限定した。

さらに平成15年度の制度改正においては、ISO(9000・14000)認証取得業者やグリーンカンパニー活動の実践事業所など、品質向上や環境対策への取り組みを行っている業者に対し、経営事項評価点数(以下「経審評価点数」という)への加算措置を行っている。

(参考) ISO認証取得業者等に対する加点

経審評価点数に次の点数を加算した総合数値にて格付等級を決定する。

ア ISO9000シリーズ 経審評価点数の100分の2

イ ISO14000シリーズ 経審評価点数の100分の1

ウ グリーンカンパニー活動(岡山市環境パートナーシップ事業)

- ・ステップアップ部門 登録時1点、認定時1点
- ・環境活動評価プログラム 登録時2点、認定時2点

エ 技術者1名に対し1級5点、2級2点、その他1点(上限50点)

なお、施工実績を求める許容価格1億円以上の公募について、ISO9000シリーズ認証取得者にはこれを免除していたが、平成16年度の制度改正において、施工実績重視の観点から、免除範囲を許容価格1億5000万円までの工事とした。

(キ) 工事成績評定の活用

工事施工業者の施工意欲と建設技術の向上発展を目的として、工事完成検査終了後、当該工事の成績評価を施工業者に通知するとともに、工事成績評価がA評価(工事成績評点90点以上)の工事を1回行うと加点3、B評価(80点以上90点未満)の工事を1回行うと加点1とし、加点の累積が9点になると表彰するとともに、公募型指名競争入札において1ランク上の工事への入札参加を認めるなどの優遇措置を講じている。

一方、D評価（63点以上67点未満）の工事を1回行うと減点1とし、減点の累計が3点になると3か月間指名を留保するほか、E評価（60点以上63点未満）の工事を1回行うと3か月間、F評価（60点未満）の工事を1回行うと6か月間それぞれ指名を留保している。

(ク) ペーパーカンパニー排除対策

平成7年7月、建設工事指定業者に係る登録所在地等報告制度を創設し、

- a 新規業者として指定業者名簿に登載されたもの
- b 事務所の登録所在地を変更した指定業者
- c 問題があると契約課長が判断したもの

については、契約課の職員がその事務所を訪問し、事務所の実態や出勤状況、帳簿類の確認、また事務所が農地法、都市計画法、建築基準法に照らし適正なものであるかなど、調査確認している。

なお、調査の結果充実すべき事項等がある場合はその内容を通知し、充実していないものに対しては、指名審査委員会に諮った上で指名を留保する措置を取っている。（平成16年度 全調査件数70件 内 指名留保4件）しかし、建設業の許可及び経営事項の審査の権限は国及び県にあるため、市としての調査・対応には限界がある。

(ケ) 暴力団等排除対策

- a 岡山市建設工事等暴力団等排除対策要綱の制定

平成15年7月、岡山市が発注する建設工事等からの暴力団等の排除を目的として、岡山市建設工事等暴力団等排除対策要綱を制定するとともに、契約課担当助役を委員長とする岡山市建設工事等暴力団等排除対策委員会を設置した。

- b 岡山市建設工事等暴力団等排除対策要綱に基づく確認書の取り交わし

岡山市建設工事等暴力団等排除対策要綱の実施のために必要な事項について、照会・回答・通報等の情報交換をスムーズに行うため、平成15年7月、岡山市建設工事等暴力団等排除対策委員会委員長（助役）と岡山県警察本部刑事部長との間で確認書を取り交わした。

- c 岡山市指名停止基準の一部改正

平成15年7月、岡山市指名停止基準を改正し、暴力団等が関与している

と警察等から通報又は回答を受けた指定業者について、一定期間指名停止するとともに、警察、公正取引委員会等の捜査等に積極的に協力し、公共工事等からの暴力団等の排除、談合防止等に貢献したと認められる場合には、指名停止措置を減免できるようにした。(平成16年度一部改正)

(ロ) 電子入札制度に向けた取組み

現在岡山市では、電子入札制度導入の前段階として、平成14年7月から郵便入札を試行実施している。しかしながら、平成16年度での下水道局の郵便入札は217件中わずか18件であり、比率的にはまだまだ少ないと考える。また、対象工事の拡大を行うことで、建設工事入札の透明性、公正性、競争性がより一層向上され、建設業者及び市職員双方の入札事務手続きの簡素化、省力化が進むものと期待される。

岡山県は土木事業を中心に電子入札の先進県であり、業者側での受入体制は他県に比べて整っていると考えられる。岡山市においても、業者側の環境整備の促進に努めながら、電子入札制度導入に向けての検討、研究を行っているところである。

(2) 監査の視点

- ア 契約事務手続きが岡山市契約規則等に基づいて適切に行われているか。また、関係書類が適切に作成・保管されているか。
- イ 契約締結後の契約変更は妥当であるか。
- ウ 随意契約の契約方法は適切であるか。

(3) 監査手続

- ア 平成16年度に係る工事契約のうち、抜き取りにて契約関係書類を査閲し、契約事務手続きが岡山市契約規則等に基づいて適切に行われているか確認した。
- イ 上記の工事のうち、契約変更のある工事について当初の許容価格と変更後の請負金額を比較するとともに、変更理由書を査閲して検証した。
- ウ 高落札率入札調査について、関係書類を査閲し、その手続きを検証した。

#### (4) 監査の結果および意見

##### 「意見」契約変更時の変更契約の締結事務について

下水道工事請負の契約変更については、設計と実際とが一致しない場合や地質、湧水等の予期しない特別な状態が生じた場合等において、工期又は請負代金額の変更等を前提に、様々な要素を加味して検討されている。

設計変更の事務処理は、ほとんどの場合は設計図書の変更を伴わない軽微な変更であり、また設計図書の変更を伴う場合にも一定金額以上等の大幅な変更以外は変更契約書の締結は不要であり、工事打合書において、業者との間で誤解やトラブルが起こらないように、その都度工事内容の変更を確認しながら事務執行されている。

変更契約を締結する時期は、工事内容の変更が現場の状況に応じて日常的に行われることに鑑み、工事の作業中断など、できるだけ変更契約の締結事務による非効率などの弊害が生じないような事務運用を行っているが、発注者（組織）として、主要な工事内容の変更に伴う金額変更（概算額）の把握とその履歴の確認は、その都度残して管理することが、工事管理上、特に必要だと思われる。

##### 「意見」落札率の分布中、落札率94%が多いことについて

（図表29）の分布で見るとおり、平成16年度の下水道の請負工事では、許容価格に対して94%台という1%の範囲に多く分布している。その原因や事実関係を特定することは困難であるが、第三者が見た場合に、何らかの価格調整機能が業者間で働いているのでは、という疑義をもたれることのないよう、今後とも、入札制度の継続的な改善の取組みが望まれる。



## 「意見」談合等に対する抑制のための取組みについて

平成16年度、談合等の疑いがあるとして岡山市適正契約等推進会議において審議された入札が1件あった。その調査書類を閲覧した結果、業者への質問の時間が短いもの（1社あたり約7分）が多く見られた。また質問者についても、積算責任者だけでなく、経営責任者である経営者も合わせて両方に確認する必要もあると考える。もちろん強制力などの点で限界はあると思われるが、これらの事後対策の強化とともに、より抜本的な事前の予防策についてもあわせて、業界や他の先進的な事例なども取り入れながら、継続的に強化する必要があると考える。

## 8 外部委託業務は効率的・経済的な観点から適切に委託されているか

### (1) 概要

#### ア 委託の意義

委託とは、行政責任を果たす上で必要な監督権を留保した上で、民間企業や住民団体等の他の諸団体又は個人にその処理を委ねることである。したがって、あくまで委託は事務処理形態の一つであり、民間企業等に事務処理を委ねたからといって、行政責任までも免れるものではない。

#### イ 委託業務の種類

下水道局が外部に委託する主な業務は次のような業務である。

##### (ア) 施設の管理運営関係

浄化槽等・下水管関係の清掃、施設・機械設備等の保守・管理・運転・点検等業務

##### (イ) 建設事業関係

工事設計業務、測量設計業務、補償業務、調査業務

##### (ウ) O A関係

電算機関係業務

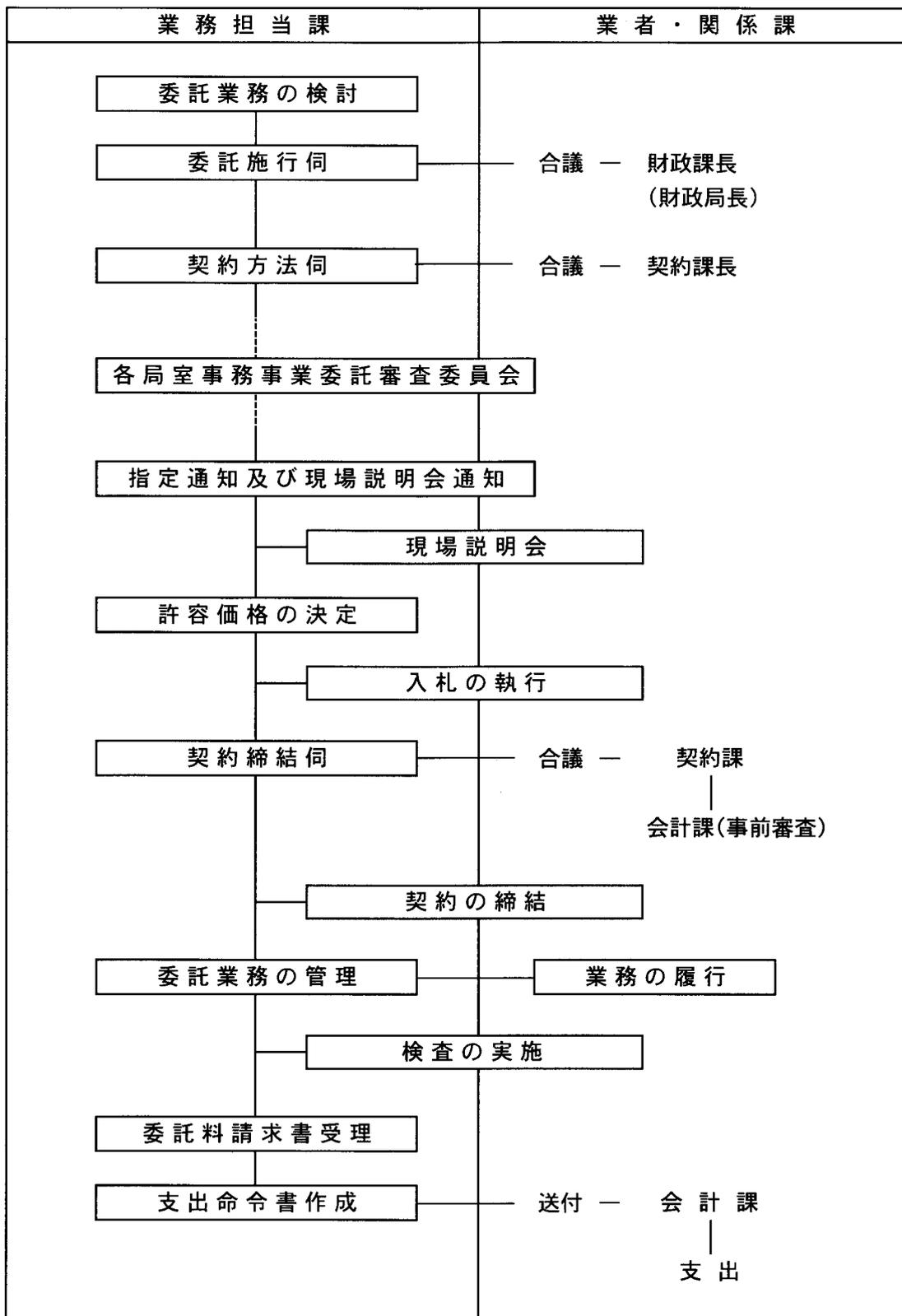
##### (エ) 図面・台帳等作成関係

図面業務、台帳業務

#### ウ 委託契約事務の流れ（指名競争入札）

委託契約事務手続については、岡山市契約規則及び委託事務事業の執行の適正化に関する要綱（以下、「要綱」という。）に定められており、その概要を次頁に流れ図として示す。

(図表30) 委託契約事務の流れ (指定競争入札)



## エ 委託契約締結の方法

委託先の選定にあたっては、より競争性、客観性、公平性の高い方法を採用するものと定められている（要綱第10条）。委託契約の締結方法については、岡山市は、原則として、指名競争入札とし、随意契約の場合にあっても見積合わせにより行うものとされている。なお、委託契約の場合、随意契約を締結できる条件は許容価格が50万円以下の場合及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号までのいずれかに適合する場合に限られる。

## オ 下水道局所管の委託費

下水道局所管の主な委託費の款、項、目別一覧表及び同委託費の細節別一覧表を次に示す。

(図表31) 下水道局所管の主な委託費の款・項・目別一覧表

(単位:千円)

| 会計区分         | 款         | 項        | 目           | H16年度<br>支出済額<br>(目) | H16年度<br>委託費(節) | H15年度<br>委託費(節) | 委託費(節)<br>増減額 |
|--------------|-----------|----------|-------------|----------------------|-----------------|-----------------|---------------|
| 一般会計         | 衛生費       | 清掃費      | し尿処理費       | 367,671              | 250,528         | 272,995         | △ 22,467      |
|              |           |          | 旭西浄化センター費   | 103,699              | 45,064          | 55,614          | △ 10,550      |
|              |           |          | 一宮浄化処理センター費 | 406,702              | 127,663         | 131,387         | △ 3,724       |
|              | 総合計       |          |             | 878,072              | 423,255         | 459,996         | △ 36,741      |
| 下水道費<br>特別会計 | 公共下水道費    | 管理費      | 総務管理費       | 1,087,399            | 421,842         | 362,760         | 59,082        |
|              |           |          | 管きよ費        | 354,690              | 249,554         | 247,568         | 1,986         |
|              |           |          | ポンプ場費       | 334,351              | 128,303         | 140,848         | △ 12,545      |
|              |           |          | 浄化センター費     | 810,376              | 418,525         | 455,191         | △ 36,666      |
|              |           |          | 合計          | 2,586,816            | 1,218,224       | 1,206,367       | 11,857        |
|              | 施設整備費     | 管きよ施設整備費 | 管きよ施設整備費    | 10,441,275           | 2,237,801       | 2,032,591       | 205,210       |
|              |           |          | ポンプ場施設整備費   | 812,575              | 756,025         | 974,231         | △ 218,206     |
|              |           |          | 処理場施設整備費    | 1,205,650            | 982,682         | 717,875         | 264,807       |
|              |           |          | 合計          | 12,459,500           | 3,976,508       | 3,724,697       | 251,811       |
|              | 都市下水道費    | 管理費      | 管理費         | 9,106                | 5,453           | 4,664           | 789           |
|              | 農業集落排水事業費 | 管理費      | 管理費         | 84,249               | 55,206          | 49,104          | 6,102         |
|              |           |          | 施設整備費       | 81,249               | 500             | 7,091           | △ 6,591       |
|              |           | 合計       | 165,498     | 55,706               | 56,195          | △ 489           |               |
|              | 総合計       |          |             | 15,220,920           | 5,255,891       | 4,991,923       | 263,968       |

(図表32) 平成16年度一般会計委託費細節別一覧表

(単位:千円)

|      | 款     | 項     | 目                      | 支出済額    | うち<br>13委託費 | 清掃等    | 警備  | 機械設備<br>保守 | 植栽管理  | ケーキ<br>処理 | し尿処理<br>業務 | 活性炭<br>再生 | 調査委託   | 運転管理    | 測量設計<br>等委託 |       |
|------|-------|-------|------------------------|---------|-------------|--------|-----|------------|-------|-----------|------------|-----------|--------|---------|-------------|-------|
| 一般会計 | 4 衛生費 | 5 清掃費 | 25 し尿処理<br>費           | 367,671 | 250,528     | 10,082 | 466 | 1,502      | 399   |           | 229,470    | 703       | 2,473  | 5,430   |             |       |
|      |       |       | 30 旭西浄<br>化センター<br>費   | 103,699 | 45,064      | 5,095  |     |            | 945   | 6,091     |            |           |        | 1,548   | 31,384      |       |
|      |       |       | 35 一宮浄<br>化処理セン<br>ター費 | 406,702 | 127,663     | 9,534  |     |            |       | 1,653     |            |           | 3,403  | 8,225   | 101,066     | 3,780 |
|      |       |       | 合計                     | 878,072 | 423,255     | 24,711 | 466 | 1,502      | 2,997 | 6,091     | 229,470    | 4,106     | 12,246 | 137,880 | 3,780       |       |

(注) 岡山市平成16年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書から作成した。  
 なお、25し尿処理費は環境局所管のため監査対象から除外している。

(図表33) 平成16年度下水道費特別会計委託費細節別一覧表

(単位:千円)

| 款            | 項       | 目           | 支出済額       | うち13委託費(節)       | 清掃等    | 管清掃等   | 浄化槽維持管理 | 警備 | 機械設備保守 | 害虫駆除   | 電算機業務   | 工事等委託費    | 封入封緘委託  | 測量設計等     | 植栽管理      | 浚渫委託   | 残渣物搬出等 | ケーキ処理   | し尿処理業務  | 活性炭再生 | 調査委託    | 下水道使用料徴収 | 農業集落排水使用料徴収 | 検計業務 | 運転管理    | (繰越明許不要額) |        |  |
|--------------|---------|-------------|------------|------------------|--------|--------|---------|----|--------|--------|---------|-----------|---------|-----------|-----------|--------|--------|---------|---------|-------|---------|----------|-------------|------|---------|-----------|--------|--|
| 5 公共下水道費     | 1 管理費   | 1 総務管理費     | 1,087,399  | 421,842          | 8,491  | 1,438  |         |    | 3,911  | 215    | 10,226  |           |         |           |           |        |        |         |         |       |         | 29,940   | 367,509     |      | 107     |           |        |  |
|              |         | 5 管きよ費      | 354,690    | 249,554          |        | 95,946 |         |    |        | 24,518 |         | 107,285   |         |           |           |        |        |         |         |       |         |          | 21,803      |      |         |           |        |  |
|              |         | 10 ポンプ場費    | 334,351    | 128,303          | 2,088  |        | 51      |    |        | 51,299 |         |           |         |           | 7,229     |        | 10,390 |         |         |       |         |          | 1,274       |      |         | 55,968    |        |  |
|              |         | 15 浄化センター費  | 810,376    | 418,525          | 20,109 |        |         |    |        |        |         |           |         |           | 14,564    |        |        | 112,735 |         |       |         |          | 32,567      |      |         | 238,548   |        |  |
|              |         | 合計          | 2,586,816  | 1,218,224        | 30,688 | 97,384 | 51      | 0  | 0      | 79,728 | 215     | 117,511   | 0       | 0         | 0         | 21,793 | 0      | 10,390  | 112,735 | 0     | 0       | 85,584   | 367,509     | 0    | 107     | 294,516   | 0      |  |
|              | 5 施設整備費 | 1 管きよ施設整備費  | 10,441,275 | 2,237,801        |        |        |         |    |        | 923    |         | 19,285    | 737,758 | 139       | 1,386,488 |        |        |         |         |       |         |          | 93,205      |      |         |           | 17,220 |  |
|              |         |             |            | 繰越明許費<br>427,863 |        |        |         |    |        |        |         |           |         |           |           |        |        |         |         |       |         |          |             |      |         |           |        |  |
|              |         | 5 ポンプ場施設整備費 | 812,575    | 756,025          |        |        |         |    |        |        |         |           | 745,000 |           | 11,025    |        |        |         |         |       |         |          |             |      |         |           | 6,200  |  |
|              |         |             |            | 繰越明許費<br>128,000 |        |        |         |    |        |        |         |           |         |           |           |        |        |         |         |       |         |          |             |      |         |           |        |  |
|              |         | 10 処理場施設整備費 | 1,205,650  | 982,682          | 2,000  |        |         |    |        |        |         | 1,961     | 974,248 |           | 1,207     |        |        |         |         |       |         |          | 3,265       |      |         |           | 1,510  |  |
|              |         | 繰越明許費<br>0  |            |                  |        |        |         |    |        |        |         |           |         |           |           |        |        |         |         |       |         |          |             |      |         |           |        |  |
|              | 合計      | 12,459,500  | 3,976,508  | 2,000            | 0      | 0      | 0       | 0  | 923    | 0      | 21,246  | 2,457,006 | 139     | 1,398,720 | 0         | 0      | 0      | 0       | 0       | 0     | 0       | 96,470   | 0           | 0    | 0       | 0         | 24,930 |  |
| 10 都市下水道費    | 1 管理費   | 9,106       | 5,453      | 18               |        |        |         |    | 584    |        |         |           |         |           | 336       | 2,625  |        |         |         |       |         |          |             |      |         | 1,889     |        |  |
| 17 農業集落排水事業費 | 1 管理費   | 84,249      | 55,206     |                  |        | 49,088 |         |    | 640    |        |         |           |         | 903       |           |        |        |         |         |       | 1,365   |          | 3,209       |      |         |           |        |  |
|              | 5 施設整備費 | 81,249      | 500        |                  |        |        |         |    |        |        |         |           |         | 500       |           |        |        |         |         |       |         |          |             |      |         |           |        |  |
|              | 合計      | 165,498     | 55,706     | 0                | 0      | 49,088 | 0       | 0  | 640    | 0      | 0       | 0         | 0       | 1,403     | 0         | 0      | 0      | 0       | 0       | 0     | 1,365   | 0        | 3,209       | 0    | 0       |           |        |  |
|              | 総合計     | 15,220,920  | 5,255,891  | 32,706           | 97,384 | 49,139 | 0       | 0  | 81,875 | 215    | 138,757 | 2,457,006 | 139     | 1,400,123 | 22,129    | 2,625  | 10,390 | 112,735 | 0       | 0     | 183,419 | 367,509  | 3,209       | 107  | 296,405 | 24,930    |        |  |

(注) 岡山市平成16年度下水道費特別会計歳入歳出決算事項別明細書から作成した。

(2) 監査の視点

以下の事項を監査の視点とする。

- ア 契約相手の選定は適正か。
- イ 委託料の算定手続は適正か。
- ウ 契約事務手続は適正か。
- エ 委託事務の履行確認は適正に行われているか。
- オ 支出手続は適正に行われているか。
- カ 委託により事務の効率化が図られているか。

(3) 監査手続

平成16年度岡山市一般会計及び下水道費特別会計にかかる歳入歳出決算書をもとに、下水道局所管の款、項、目ごとに節である委託費及びその細節を把握し集計した。細節ごとに集計された委託費のうち、金額的重要性及び取引の特殊性などを基準に個別検証する対象取引を抽出した。次いで、個別検証取引について、監査の視点に立ち委託事務に関する証拠書類を確認し委託費取引の妥当性を検証した。

(4) 監査結果及び意見

「意見」委託業務の検査手続について

委託業務が完了したときは業務完了届を徴し、その内容を審査することとされている。特に、清掃、警備等、毎日委託業務が履行されるものについては、業務日誌等を徴し、毎日の履行状況を確認する必要がある。

しかし、下水道維持管理作業（管清掃等委託料）について、毎日作成される業務日誌を閲覧すると、以下のような問題が認められる。

なお、下水道維持管理作業とは、落札業者3社が下水道局下水道保全課の作業計画に基づき、天瀬ポンプ場を拠点にして下水道維持管理を行うものである。また、契約額は単価契約（1日あたり委託料）によっている。

- ア 受託業者から徴する業務日誌に、業務内容を「陥没箇所パトロール」と記載しているが、パトロール箇所の具体的記載がないものが散見された。業務日誌は委託業務の履行責任を明らかにする証拠の一つであり厳格な記載を求めるべ

きである。

イ 受託業者から徴する業務日誌は、月ごとの委託料支払いの根拠となるものであり検査員が検査している。しかし、現場（天瀬ポンプ場）で業務指示を行っている嘱託職員による検査事績はなかった。検査員が業務日誌を1か月まとめて検査することはやむを得ないが、下水道保全課の指示を受け、毎日、業務を管理している天瀬ポンプ場駐在の嘱託職員が、毎日、業務日誌を検査すべきである。要綱第15条（委託の検査）では管理部門責任者による検査手続を定めているが、本件のような日報を徴する場合には作業現場にいる職員の検印を終えた日報をもとに、管理部門責任者が検査を行うべきである。

「指摘事項」指名競争入札業者（以下、「指名業者」という。）の選定について

指名競争入札において、業者数は原則として設計金額<sup>(注)</sup>に応じて決定されている。例えば、設計金額500万円以上1,000万円未満は5者以上、1,000万円以上5,000万円未満は7者以上、5,000万円以上は10者以上と定められている（下水道局事務事業委託審査会運営要領の取扱基準（以下、「取扱基準」という。))。

しかし、次に示す委託契約では、指名業者数が、取扱基準における10者以上に対し、2者であり、下水道局事務事業委託審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の審査経過について担当課に確認した。

（注） 設計金額

設計金額とは、建設工事において使用される労務費、材料費など様々な構成要素の単価を示した「単価表」や「積算表」を利用して、機械的に計算される金額であり、この設計金額を基準にして許容価格は算定されている。

なお、委託業務の許容価格は建設工事と異なり公表されていない。

（事例1）

件名：旭西浄化センター他消化槽等運転管理委託業務（運転管理委託料）

委託価格：68,500千円（税抜）

委託業者：A社(株)

担当課から、指名業者の決定に関する事務手続きに関する証拠資料の提出を受けたが、同資料によれば、指名業者数について、取扱基準で定められた10者以上に対し、2者となった理由が何ら記載されていないにもかかわらず、担当課案が

承認されていた。しかも、当該委託契約は入手した証拠資料の範囲では、平成3年度から平成16年度まで、同一業者2者による指名競争入札が行われ、そのうち、同一の1者が継続して落札していた。

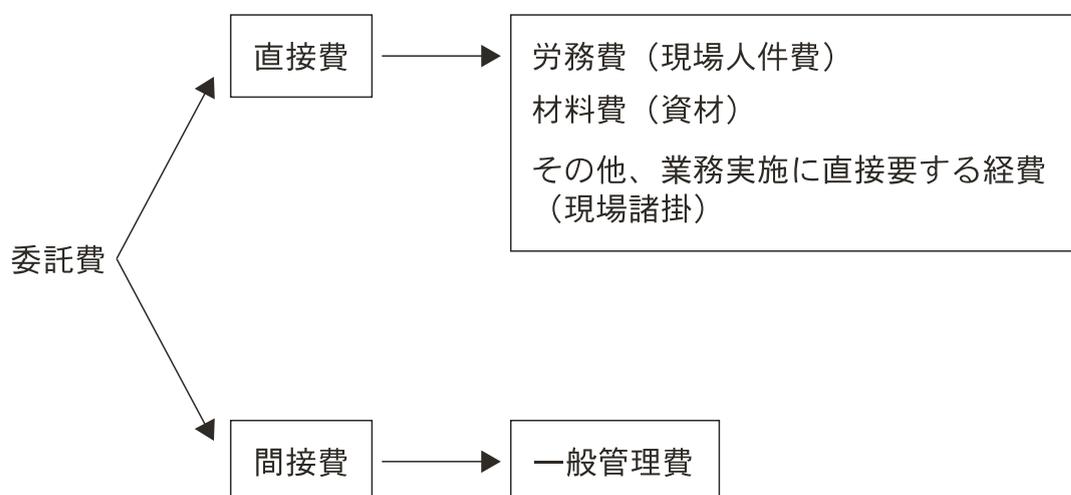
そこで、再度、担当課に審査委員会での説明内容を確認したところ、本業務は、ボイラー技師免許等の資格が必要であること、また、非常時に人員の確保が必要な業務であることなどを考慮し、①市内業者、②業務内容、③従業員数の三つの条件により、有資格者名簿の中から業者選定を行った結果、3者が選定された。しかし、3者のうち、1者は、後記する代替業務である「旭西浄化センター他水処理等運転管理業務委託」の受託業者であるため、入札の公平性を図る観点から指名業者から外したとのことであった。説明を受けた範囲では、指名業者を2者に限定せざるを得ない理由は合理的であり理解できる。

しかし、審査委員会は、委託先の適否を判断し、委託先の公正な選定及び委託事務の適正な執行を図るために設置されていることから、要綱第10条及び取扱基準に照らし異なる決定をする場合には、その理由を審査した書面において明確にすべきである。

#### 「指摘事項」 設計金額の積算について

委託料の積算にあたっては、仕様書等を基礎にその業務内容、業務量、作業の難易度、類似委託事例における実例価格等を考慮しつつ、人件費、物件費及び管理費を積算し原価計算の考えにより適正に定めるとされている。

委託料を大別すると以下のように分類される。



さらに、委託業務の積算項目のうち主たる要素は労務費であり、この労務費は業務に直接従事する技術者、作業員等の労務費用であり、労務単価×所要人員により算出されている。

この労務費の積算手続について、以下のような問題点が認められる。

(事例2)

件名：旭西浄化センター他水処理等運転管理業務（運転管理委託料）

委託金額（税抜）：90,000千円

委託業者：(株)B社

当該業務は、後記する代替業務であり単独随意契約である。

- ① 委託業務の積算にあたっては、労務費の積算の基礎である作業員数、作業時間等について、積算時の計画数量と実績数量との比較を行い、次年度の積算の基礎数値に反映させるべきである。

当該業務では、責任者x名、副責任者y名、技術者z名のw名体制で運転管理業務が行われている。設計金額の人件費はw名の1か月給与単価（給与単価は毎年、人事院勧告を反映し決定されている。）をもとに年間給与を算出している。また、時間外勤務手当、夜間勤務手当、雨水ポンプ運転費などは年間想定時間をもとに算出されている。すなわち、人的労務提供を主なサービスとする委託業務は従事者の予定労働日数又は時間をもとに設計金額が算出されている。

しかし、本委託業務にかかる作業日報は報告されてはいるものの、年間を通じた従事者の実績作業時間を把握しておらず、また、時間外勤務及び夜間勤務などに実際要した時間も把握していない。当該業務は、毎年、継続されている。したがって、前年の当該業務にかかる実績作業時間等を精査することにより、w名体制が適切であったか、時間外勤務として積算時に見込まれた予定時間が適切であったかなどを検討すべきであり、さらに、その検討結果は、委託業務の適正性、効果性、効率性の観点から、次年度の設計金額に反映すべきである。

- ② 労務費の基礎である退職金引当金は妥当な算定項目か。

設計金額のうち労務費の内訳は、給与、賞与、諸手当及び共済費等に分かれ、共済費には法定福利費及び退職金引当金が含まれている。退職金引当金は積算された年間給与及び賞与のx/100相当額と計算されている。次に、年間給与及び諸手当のA/100相当額の根拠について質問したところ、担当課から、平成

14年度税制改正で廃止された退職給与引当金の繰入限度額である給与総額基準額が根拠となっているとの回答を得た。

さらに、本委託契約では、受託業者に設計金額の算定基礎として退職給与引当金が明示されており、したがって、本来、受託業者が従業員退職金制度を整備していることが前提となるであろう。しかし、担当課は受託業者の従業員退職金制度の整備状況を確認していない。

設計金額の算定基礎の一つとして退職金引当金があるが、その積算の根拠を明確にすべきであり、併せて、退職金引当金を積算項目とすることの合理性、必要性についても再検討すべきである。

(事例3)

件名：平成16年度情報水道NW運用保守業務（電算機業務委託料）

委託金額（税抜）：105,000千円

委託業者：株C社

委託理由：岡山市地域情報水道構想に基づき構築された、情報水道ネットワークの運用管理、機器保守及び光ファイバーの保守点検業務

契約形態：単独随意契約

随意契約理由書には、随意契約をする理由として、概ね次のように記載されている。

- ① 情報水道ネットワークを構成する要素は、ハード面、ソフト面と非常に広範囲に及ぶため、運用保守するための各種知識や技術力などについても総合的かつ横断的な判断能力が必要とされる。
- ② この会社は、岡山市が目指す情報先進都市「リットシティ」の構築を目指し、公共性と収益性を兼備した官民パートナーシップによる事業展開をするために、岡山市と民間企業が出資して設立した企業である。

以上のような理由により、「本業務を適切に施行し、契約目的を効率的に達成できる業者は上記業者以外にないので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。」と記載されている。

しかし、本委託業務においても、(事例2)の①と同様の問題点が認められる。すなわち、委託設計書では、情報水道ネットワーク運用管理業務のうち受付・監視業務でa a a人単価x x x円、運用・管理業務でb b b人単価y y y円と

算出されているが、年間を通して何人分の作業工数が実際必要であったか、すなわち、実績作業工数を把握していない。また、単独随意契約である当該業務の設計金額と契約金額がほぼ一致しており、岡山市が設計金額を主体的に算出し得ていたのか疑問である。これに対し、担当課から、委託業者より仕様書に基づいて算出した見積作業工数の提示を受け、それを参考にして独自に設計金額を算出しているとの回答を得た。

専門的な知識と技術を必要とする業務であるため、岡山市が、委託業者により算出された見積作業工数を参考に設計金額を算出することは理解できる。しかし、人件費を主なコストとする委託業務であるため、委託業者から前年度の実績作業工数を報告させ、委託業務の内容に照らし妥当であるかなどを検証すべきであり、さらに、その検証結果は、委託業務の適正性、効果性、効率性の観点から、次年度の設計金額に適切に反映させるべきである。

#### 「意見」委託業務の再委託

岡山市契約規則第59条では「請負者は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」と定められている。同規定は委託契約においても準用される。そして、この規定を受けて、次に示す事例の委託契約においても契約条項（一括再委託又は再委任の禁止）に「乙（受託者）は、委託業務の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託又は再委任してはならない。ただし、あらかじめ甲（岡山市）の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。」と規定されている。

（事例4）

件名：一宮浄化センター運転管理業務委託（運転管理等委託料）

委託金額（税抜）：75,400千円

委託業者：株B社

この業務は代替業務であり単独随意契約である。

当該業務は一宮浄化センターの運転管理業務及びダスト清掃業務を委託したものであり、受託業者は総括責任者 x x 名、副責任者 y y 名、技術者 z z 名の w w 名の職員を配置している。しかし、委託契約日現在、当該職員全員が、岡山市のし尿処理業者で構成する協同組合から株B社へ出向した職員であり、担当課には

委託業務にかかる職員全員が協同組合からの出向職員であることは通知されていた。

このように責任者を含む配置職員全員が出向者であることは、受託業者から前記の協同組合に委託業務が再委託されたに等しいのではないかと考えられるため、再度、担当課に配置職員の身分について確認したところ、契約期間中の平成16年8月に同協同組合から株B社に配置職員全員が転籍していたとの回答を得た。したがって、契約日から転籍日までの間、短期間ではあるものの、配置職員全員が出向者であったことは、岡山市契約規則第59条で禁止されている「一括再委託禁止」の規定に抵触していた、もしくは、同規定の趣旨に反していた可能性がある。委託業務に従事する職員の身分に関する報告が適時的確に管理されていなかったといえる。

当該業務は岡山市の代替業務という位置づけにあり、市民の関心も非常に高いものと思われる。そうであるが故に、代替業務の適正性、透明性、合理性が求められる。結果として、短期間ではあるものの、代替業務が出向契約を前提に行われていたわけであり、特定の業者に代替業務を提供する根拠及び理由を失うことになろう。岡山市は、受託業者が行う代替業務の実施状況について適時的確に把握すべきである。

## 岡山市が行う代替業務について

### ア し尿処理の収集・運搬体制と岡山市の責任

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）は、し尿等の一般廃棄物の処理を市町村の責務と定めており（第6条の2第1項）、し尿の収集・運搬体制は、原則として①市町村の直営体制か、②委託業者体制か、③許可業者体制かによっている。岡山市は、市内のし尿収集量の1割を市の直営で、9割を許可業者により収集・運搬している。

### イ 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号。以下、「合特法」という。）の制定

下水道整備が全国的規模で進展し、これに伴い、し尿処理業者は事業の転換、廃止等を余儀なくされる事態が生じてきた。しかし、これらのし尿処理業者が自主的な経営判断で自由に転廃業がなされると、市町村のし尿処理体制に支障が生じることとなる。そこで、し尿処理業者の転廃業を円滑かつ計画的に進め

て、業者の業務の安定を図るとともに、し尿処理の適正な処理を確保することを目的に、昭和50年5月に議員立法として合特法が制定された。

#### ウ 岡山市が行ってきた合理化事業

岡山市は、合特法第3条に基づき経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業者等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための事業（合理化事業）をこれまで実施してきた。合理化事業の具体的な内容については、合特法制定後、不明確な面が見られたが、平成6年3月、厚生省より「合理化事業計画策定要領」（以下、「厚生省通知」という。）が示され、次に示す業務を「事業の転換のための援助」、すなわち「代替業務」と認識し、当該業務に必要な知識、技術、経験等に留意しつつ事業の転換を支援してきた。

- a 下水道汚泥運搬処分業務
- b 下水道管路施設の維持管理業務
- c 下水道処理施設の維持管理業務など

#### エ 平成14年度包括外部監査の指摘、岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会の提言及び岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画の策定

岡山市がこれまで行ってきた合理化事業について、平成14年度包括外部監査で、代替業務の提供先としての妥当性、代替業務提供の平等性、代替業務の提供が合特法の趣旨に適合しているかなどが指摘され、これを受けた岡山市は平成15年7月、有識者7名からなる岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会を設置し、「これまでの合理化事業の清算」及び「来年度以降の合理化事業のあり方」についての審議を依頼した。同委員会からは平成16年3月、「岡山市の一般廃棄物処理業等合理化事業に関する最終提言書（以下、「提言書」という。）」が提出された。

岡山市は、同専門委員会から提言書を受け、さらに、業界との協定及び岡山市し尿処理業合理化対策会議の協議を経て、岡山市一般廃棄物処理業合理化事業計画（以下、「事業計画」という。）を策定し、岡山県に申請し承認された（平成16年3月25日）。事業計画の骨子は次のとおりである。

##### a 目標

本市におけるし尿処理業者の有するし尿処理にかかる車両について、平成

20年度に許可総車両台数を28台にする。

(平成16年4月1日からの許可更新時の許可台数33台から5台減車する。)

b 対象

し尿処理業者を対象とする。

c 実施期間

平成16年度から平成20年度までの5年間とする。

d 実施方法

計画期間(5年間)に減車が予定されるし尿処理業者が、事業の転換を図る場合において、厚生省通知で示されている代替業務を提供し、当該業務に必要な知識、技術、経験等に留意しつつ、転換先の業務として活用する。

「意見」平成16年度(事業計画1年目)に実施した代替業務の課題

岡山市は事業計画を遂行するにあたり、大口し尿処理業者である(株)B社(同社は、し尿処理業者4社のし尿処理業務集約化を目的に平成16年2月20日設立され、同4社のし尿収集部門を事業承継している。)と「平成16年度以降の合理化事業の実施に関する新個別協定書(以下、「協定書」という。)」を締結した。(株)B社に関する協定書の主な骨子は次のとおりである。

ア 1台あたりの代替業務提供額は460,000千円とする。

イ 代替業務提供期間は平成16年度から平成20年度までの5年間とする。

ウ 平成16年度から平成20年度までの減車数を4台とする。

この協定書に基づき、平成16年度から向こう5年間、代替業務が提供される。協定書の主な骨子については、し尿処理業者及び岡山市で十分に協議したうえで合意し決定されたと判断する。しかし、これで代替業務に関する課題がすべて解決されたとは言えず、今後、協議し解決すべき事項もあると思われる。代替業務の必要性、代替業務の金額的規模、代替業務提供の効果、代替業務の終期などについて、さらに双方が誠実に協議し解決することを期待する。

なお、協定書の内容について、以下に意見を述べる。次期事業計画の策定及び次回の協定書締結にあたり参考とされたい。

a 事業計画の更新・終期について

平成16年度から開始した事業計画は向こう5年間実施される。この事業計画

に基づく代替業務はいつまで継続されるか、担当課に質問したところ、明確な回答はないものの、合特法に基づく支援事業が不要になった時点との回答であった。実質的に、し尿処理業務が続く限り延々と継続されるものと思われる。合特法成立後30年、代替業務の果たしてきた役割は十分理解できる。しかし、し尿処理業者は、今日では、し尿処理業務以外の多方面の業務に事業転換してきており、「最後の減車1台」に至るまで代替業務を必要とするとの考え方は合特法の立法趣旨に沿うものであろうか。事業計画の終了する平成20年度までに、事業計画のあり方、さらに、代替業務を必要とする限度・終期を岡山市及びし尿処理業者は真摯に検討すべきと考える。

将来、し尿収集量がさらに減少することは間違いない。現状では、現行の許可業者方式を継続し、延々と代替業務の必要性について検討していくこととなるであろう。しかし、将来的には、許可業者方式の見直しを行い、直営体制に一本化するか、または、し尿処理業者を集約整理し、公社経営に移管するなど併せて検討してはどうであろう。

#### b 事業評価のあり方について

協定書第9条では、第1項「乙（受託業者）は、その決算日から3か月以内に、前年度の代替業務に関する財務諸表を、甲（岡山市）に提出するものとする。」、第2項「甲（岡山市）は、毎年、次の各号に掲げる項目を記載した前年度の合理化事業の効果に関する評価書を作成し、前項により提出された財務諸表の概要とともに、公表するものとする。」と定められている。

平成17年12月15日付で公表された「平成16年度の合理化事業の効果に関する評価書」によれば、乙から提出された財務諸表について、「1年目でもあり、代替業務を中心とした業務を実施しており、支援額の算定において、利益率を10%として代替業務を提供したが、ほぼ想定どおりの利益を上げている。」と評価している。また、合理化事業による経営支援の具体的な効果については、平成16年度は減車予定がないため「評価なし」との評価であった。

公表された財務諸表の概要を見ると、貸借対照表は全社ベースであるが、損益計算書は代替業務にかかる損益計算書であった。したがって、代替業務、し尿処理業務、その他の業務ごとの業務別損益計算書は提出されていない。協定書第9条により、代替業務に関する財務諸表と、報告範囲を「代替業務」に限

定しているためとの回答を担当課から受けた。本来、岡山市は、合理化事業の効果を測定するためには、代替業務、し尿処理業務、その他業務ごとに損益計算書を作成し報告させるべきであった。その報告に基づいて、し尿処理業務の適正な損益、具体的な減車による損失額（影響額）などを把握することができ、また、代替業務による支援事業の効果がどの程度あったのか、測定することが可能となる。代替業務の必要性、効率性、透明性を確保するため、今後、検討願いたい。

また、協定書では求めてはいないが、受託業者側も、財務諸表の提出にとどまらず、「事業の転換のための支援」である代替業務の具体的効果がどのようにあったのかを市民に積極的に開示することにより、代替業務に対する市民の理解を、より一層得るよう努力すべきである。

## 9 下水道施設の維持管理について

### (1) 概要

#### ア 固定資産の管理

下水道局において、今回の監査で作成した貸借対照表（図表10）によると下水処理場、ポンプ場、管きよ等の有形固定資産の総額2,722億円は、下水道局の資産合計2,731億円の99%を占め、資産のほとんどが有形固定資産であることが分かる。このため、下水道施設の計画等の修繕を含めた維持管理を適切に行っていくことは、下水道事業の永続的かつ効果的な運営のために必要不可欠な業務である。

また、下水処理施設等で使用する備品も市の管理すべき財産としてあげられる。

固定資産の管理については、岡山市公有財産取扱規則（以下、「取扱規則」という。）により、公有財産台帳を調整し、常に公有財産の状況を明らかにしておかなければならない、と規定されている。

このため、下水道局では、公有財産台帳、設備台帳等を用い、固定資産の管理を行っている。

平成16年度の下水処理場・ポンプ場の維持管理は、旭川以西は旭西浄化センターが管轄し、旭川以东は岡東浄化センターが管轄している。ただし、旧御津町分は、合併後御津支所が維持管理を行っている。

将来的には、旭川以西の汚水・雨水を処理している旭西浄化センターは、雨水貯留や高速雨水処理を行う合流式下水道改善施設として改造するとともに、児島湖流域下水道浄化センターに送水する施設となる予定であり、岡山市の下水処理場は、旭川以东から吉井川以西の汚水を処理する岡東浄化センターと吉井川以东の汚水を処理する吉井川浄化センターとの2か所及び旧御津町分2か所の計4か所が残る予定である。

吉井川浄化センターの維持管理は通常無人管理されており、現在も岡東浄化センターが管理を行っている。

以下に、維持管理別の一覧を示す。

(図表34)

## ■旭西浄化センター管轄の下水処理場・ポンプ場

|             | 下水処理場      | 改築対象設備               | 供用開始年度                    |
|-------------|------------|----------------------|---------------------------|
| 1           | 旭西浄化センター   | 汚水処理設備<br>ほか         | S38.1月                    |
| 3           | 芳賀佐山浄化センター | 汚水処理設備<br>ほか         | S53.10月                   |
| 5           | 流通団地浄化センター | 汚水処理設備<br>ほか         | S59.6月                    |
| 8           | 足守浄化センター   | 汚水処理設備<br>ほか         | H16.3月                    |
| (下水処理場…4か所) |            |                      |                           |
|             | ポンプ場       | 改築対象設備               | 供用開始年度                    |
| 9           | 天瀬ポンプ場     | 雨水ポンプ設備<br>汚水ポンプ設備ほか | S.29.7月                   |
| 10          | 巖井ポンプ場     | 雨水ポンプ設備<br>汚水ポンプ設備ほか | S.38.9月                   |
| 11          | 笹ヶ瀬ポンプ場    | 雨水ポンプ設備ほか            | S.41.10月                  |
| 12          | 岡南ポンプ場     | 雨水ポンプ設備ほか            | S.46.4月                   |
| 15          | 芳賀佐山第1ポンプ場 | 汚水ポンプ設備ほか            | S.58.4月                   |
| 16          | 芳賀佐山第2ポンプ場 | 汚水ポンプ設備ほか            | S.58.4月                   |
| 17          | 錦ポンプ場      | 汚水ポンプ設備ほか            | H01.10月(1期)<br>H09.3月(2期) |
| 18          | 万成ポンプ場     | 雨水ポンプ設備ほか            | H02.10月                   |
| 19          | 平田ポンプ場     | 雨水ポンプ設備ほか            | H03.3月                    |
| 20          | 上芳賀ポンプ場    | 汚水ポンプ設備ほか            | H06.1月                    |
| 21          | 当新田ポンプ場    | 雨水ポンプ設備ほか            | H06.10月                   |
| 24          | 野殿ポンプ場     | 汚水ポンプ設備ほか            | H09.3月                    |
| 25          | 古新田ポンプ場    | 汚水ポンプ設備ほか            | H12.3月                    |
| 27          | 浦安ポンプ場     | 雨水ポンプ設備ほか            | H18.5月<br>(予定)            |
| (ポンプ場…14か所) |            |                      |                           |

(旭西浄化センター管轄の下水処理場・ポンプ場の合計…18か所)

## ■岡東浄化センター管轄の下水処理場・ポンプ場

|            | 下水処理場     | 改築対象設備               | 供用開始年度                           |
|------------|-----------|----------------------|----------------------------------|
| 2          | 高島浄化センター  | 汚水処理設備<br>ほか         | S41.6月                           |
| 4          | 岡東浄化センター  | 汚水処理設備<br>雨水ポンプ設備ほか  | H04.3月                           |
| 6          | 吉井川浄化センター | 汚水処理設備<br>ほか         | H14.5月                           |
| 7          | 中原浄化センター  | 汚水処理設備<br>ほか         | H11.10月                          |
| (下水処理場4か所) |           |                      |                                  |
|            | ポンプ場      | 改築対象設備               | 供用開始年度                           |
| 13         | 平井排水センター  | 雨水ポンプ設備<br>汚水ポンプ設備ほか | S54.10月(雨水)<br>H04.3月(汚水)        |
| 14         | 金岡ポンプ場    | 雨水ポンプ設備<br>汚水ポンプ設備ほか | S55.11月(雨水)<br>H04.3月(汚水)        |
| 22         | 政津ポンプ場    | 汚水ポンプ設備ほか            | H08.3月                           |
| 23         | 倉富ポンプ場    | 汚水ポンプ設備ほか            | H08.3月                           |
| 26         | 桑野ポンプ場    | 汚水ポンプ設備ほか            | H17.7月                           |
| 28         | 兼基ポンプ場    | 雨水ポンプ設備ほか            | H13.11月<br>(H17.6月公共下水道として認可される) |
| (ポンプ場…6か所) |           |                      |                                  |

(岡東浄化センター管轄の下水処理場・ポンプ場の合計…10か所)

## ■御津支所管轄の処理場

|                            | 下水処理場      | 改築対象設備   | 供用開始年度 |
|----------------------------|------------|----------|--------|
| 29                         | 野々口浄化センター  | 汚水処理設備ほか | H11.3月 |
| 30                         | 御津中央浄化センター | 汚水処理設備ほか | H17.3月 |
| (御津支所管轄の下水処理場・ポンプ場の合計…2か所) |            |          |        |

(図表35) 岡山市の下水処理場・ポンプ場の老朽化の現状及び改築更新計画の一覧

下記に、岡山市の下水処理場・ポンプ場について、旧岡山市分の下水処理場・ポンプ場・御津支所の処理場、灘崎支所の順に、供用開始年度・使用開始年度・標準耐用年数・改築予定年度・概算事業費・改築理由などを記載している。

旧岡山市分（H17.3.22 旧岡山市と旧御津町と旧灘崎町が合併）

| 施設名          | 改築対象設備                             | 供用開始年度            | 使用年数 | 標準耐用年数 | 改築予定年度                                   | 概算事業費(百万円) | 改築の理由など   | 備考                    |
|--------------|------------------------------------|-------------------|------|--------|--|------------|---|-----------------------|
| 1 旭西浄化センター   | 汚水処理設備<br>ほか                       | S 38. 1月          | 42   | 20~15  | H 18~25                                  | 1,760      | 旭西処理区の汚水は、H15年度から児島湖流域下水道浄化センターへ送水を始めた。H24年度には全量を、この児島湖流域下水道浄化センターに送水予定。<br>既存施設は、下水道法施行令改正（H16.4.1）による、雨天時の合流式下水道からの放流水質基準の強化に対応する合流式下水道改善計画により、雨水貯留や高速雨水処理を行う施設として改造する。 |                       |
| 2 高島浄化センター   | 汚水処理設備<br>ほか                       | S 41. 6月          | 39   | 20~15  | H 19年度に、岡東浄化センターへの幹線接続により、高島浄化センター廃止予定   |            |   |                       |
| 3 芳賀佐山浄化センター | 汚水処理設備<br>ほか                       | S 53. 10月         | 27   | 20~15  | H 9. 4. に大幅な改造済（高度処理である硝化促進型活性汚泥循環変法へ改造） |            |   |                       |
| 4 岡東浄化センター   | 汚水処理設備<br>雨水ポンプ設備<br>ほか            | H 04. 3月          | 13   | 20~15  | 今後、現状把握を行い、必要に応じて、改築更新計画を策定予定            |            |   |                       |
| 5 流通団地浄化センター | 汚水処理設備<br>ほか                       | S 59. 6月          | 21   | 20~15  | 将来、児島湖流域下水道浄化センターへ送水予定であるため、改築更新計画未設定    |            |   |                       |
| 6 吉井川浄化センター  | 汚水処理設備<br>ほか                       | H 14. 5月          | 3    | 20~15  | 今後、現状把握を行い、必要に応じて、改築更新計画を策定予定            |            |   |                       |
| 7 中原浄化センター   | 汚水処理設備<br>ほか                       | H 11. 10月         | 6    | 20~15  | 今後、現状把握を行い、必要に応じて、改築更新計画を策定予定            |            |   |                       |
| 8 足守浄化センター   | 汚水処理設備<br>ほか                       | H 16. 3月          | 1    | 20~15  | 今後、現状把握を行い、必要に応じて、改築更新計画を策定予定            |            |   |                       |
| 9 大瀬ポンプ場     | 雨水ポンプ設備<br>汚水ポンプ設備<br>ほか           | S 29. 7月          | 51   | 20~15  | H 13~16                                  | 1,658      | 老朽化による更新の時期の到来  | 改築計画有<br>(劣化診断) (H11) |
| 10 巖井ポンプ場    | 雨水ポンプ設備<br>汚水ポンプ設備<br>建築耐震改修<br>ほか | S 38. 9月          | 42   | 20~15  | H 12~15                                  | 880        | 老朽化による更新の時期の到来  | 改築計画有<br>(劣化診断) (H11) |
|              |                                    |                   |      |        | H 18                                     | 57         | 耐震診断結果による改修   | (建築耐震診断)<br>(H13)     |
| 11 笹ヶ瀬ポンプ場   | 雨水ポンプ設備<br>ほか                      | S 41. 10月         | 39   | 20~15  | H 18~20                                  | 2,759      | 老朽化による更新の時期の到来  | 改築計画有<br>(H16)        |
| 12 岡南ポンプ場    | 雨水ポンプ設備<br>ほか                      | S 46. 4月          | 34   | 20~15  | H 18~20                                  | 190        | 老朽化による更新の時期の到来  | 改築計画有<br>(H16)        |
| 13 平井排水センター  | 雨水ポンプ設備<br>ほか                      | S 54. 10月<br>(雨水) | 26   | 20~15  | H 12~13<br>(~H 22)                       | 317        | 老朽化による更新の時期の到来  | 改築計画有<br>(H11)        |
|              | 汚水ポンプ設備<br>ほか                      | H 04. 3月<br>(汚水)  | 13   | 20~15  | 今後、現状把握を行い、必要に応じて、改築更新計画を策定予定            |            |   |                       |

| 施設名           | 改築対象設備    | 供用開始年度                         | 使用年数    | 標準耐用年数 | 改築予定年度   | 概算事業費(百万円) | 改築の理由など        | 備考         |
|---------------|-----------|--------------------------------|---------|--------|--|------------|----------------|------------|
| 14 金岡ポンプ場     | 雨水ポンプ設備ほか | S 55. 11月(雨水)                  | 25      | 20~15  | H18~22   | 253        | 老朽化による更新の時期の到来 | 改築計画有(H16) |
|               | 汚水ポンプ設備ほか | H04. 3月(汚水)                    | 13      | 20~15  |  |            |                |            |
| 15 芳賀佐山第1ポンプ場 | 汚水ポンプ設備ほか | S 58. 4月                       | 22      | 20~15  | ポンプ揚水能力(1.4m <sup>3</sup> /min)と小規模のため、修繕で対応可能 |            |                |            |
| 16 芳賀佐山第2ポンプ場 | 汚水ポンプ設備ほか | S 58. 4月                       | 22      | 20~15  | ポンプ揚水能力(0.6m <sup>3</sup> /min)と小規模のため、修繕で対応可能 |            |                |            |
| 17 錦ポンプ場      | 汚水ポンプ設備ほか | H01. 10(1期)<br>H09. 3(2)       | 16<br>8 | 20~15  | 今後、現状把握を行い、必要に応じて、改築更新計画を策定予定                  |            |                |            |
| 18 万成ポンプ場     | 雨水ポンプ設備ほか | H02. 10月                       | 15      | 20~15  | 今後、現状把握を行い、必要に応じて、改築更新計画を策定予定                  |            |                |            |
| 19 平田ポンプ場     | 雨水ポンプ設備ほか | H03. 3月                        | 14      | 20~15  | 今後、現状把握を行い、必要に応じて、改築更新計画を策定予定                  |            |                |            |
| 20 上芳賀ポンプ場    | 汚水ポンプ設備ほか | H06. 1月                        | 11      | 20~15  | 今後、現状把握を行い、必要に応じて、改築更新計画を策定予定                  |            |                |            |
| 21 当新田ポンプ場    | 雨水ポンプ設備ほか | H06. 10月                       | 11      | 20~15  | 今後、現状把握を行い、必要に応じて、改築更新計画を策定予定                  |            |                |            |
| 22 政津ポンプ場     | 汚水ポンプ設備ほか | H08. 3月                        | 9       | 20~15  | 今後、現状把握を行い、必要に応じて、改築更新計画を策定予定                  |            |                |            |
| 23 倉富ポンプ場     | 汚水ポンプ設備ほか | H08. 3月                        | 9       | 20~15  | 今後、現状把握を行い、必要に応じて、改築更新計画を策定予定                  |            |                |            |
| 24 野殿ポンプ場     | 汚水ポンプ設備ほか | H09. 3月                        | 8       | 20~15  | 今後、現状把握を行い、必要に応じて、改築更新計画を策定予定                  |            |                |            |
| 25 古新田ポンプ場    | 汚水ポンプ設備ほか | H12. 3月                        | 5       | 20~15  | 今後、現状把握を行い、必要に応じて、改築更新計画を策定予定                  |            |                |            |
| 26 桑野ポンプ場     | 汚水ポンプ設備ほか | H17. 7月                        |         | 20~15  | 今年度新築完了供用開始予定                                  |            |                |            |
| 27 浦安ポンプ場     | 雨水ポンプ設備ほか | H18. 5月(予定)                    |         | 20~15  | 現在新築工事中  |            |                |            |
| 28 兼基ポンプ場     | 雨水ポンプ設備ほか | H13. 11月(H17. 6月公共下水道として認可される) | 4       | 20~15  | 今後、現状把握を行い、必要に応じて、改築更新計画を策定予定                  |            |                |            |

御津支所管轄分 (H17. 3. 22 旧岡山市と旧御津町と旧灘崎町が合併)

|               |          |         |   |       |                               |  |  |  |
|---------------|----------|---------|---|-------|-------------------------------|--|--|--|
| 29 野々口浄化センター  | 汚水処理設備ほか | H11. 3月 | 6 | 20~15 | 今後、現状把握を行い、必要に応じて、改築更新計画を策定予定 |  |  |  |
| 30 御津中央浄化センター | 汚水処理設備ほか | H17. 3月 |   | 20~15 | 今後、現状把握を行い、必要に応じて、改築更新計画を策定予定 |  |  |  |

財政事情により実施を延期している事業計画も含まれている。

灘崎支所管轄分 (H17. 3. 22 旧岡山市と旧御津町と旧灘崎町が合併)

※灘崎支所管轄内には、児島湖流域下水道浄化センターで処理しているので、下水処理場・ポンプ場はない。

(図表36) 岡山市ポンプ場更新計画一覧表

|               |  | ポンプ場別・年度ごとの合計  |   |  |                                    |   |                 |   |   |  |                 |  |
|---------------|--|--|---|--|------------------------------------|---|-----------------|---|---|--|-----------------|--|
|               |  | H12年度<br>2000年度  | H13年度<br>2001年度   | H14年度<br>2002年度                            | H15年度<br>2003年度                    | H16年度<br>2004年度   | H17年度<br>2005年度 | H18年度<br>2006年度   | H19年度<br>2007年度   | H20年度<br>2008年度  | H21年度<br>2009年度 | H22年度<br>2010年度                                  |
| 天瀬<br>ポンプ場    | 平成11年度天瀬ポンプ場施設改築計画業務委託報告(平成12年3月)時点の資料   |  | 44<br>(土木)<br>門他<br>(建築)<br>12 ポンプ棟<br>屋上防水他<br>31 (電気)<br>高圧変圧器  | 606<br>(電気)<br>606 直流電源盤<br>・中央監視<br>・水位計他 |                                    | 1,008<br>(機械)<br>393 沈砂池設備<br>流出ゲート<br>459 ポンプ設備<br>ポンプ・弁他<br>156 (電気)<br>高圧受電<br>・分電盤他 |                 |   |   |  |                 |  |
| H11年度<br>委託   |  |  |   |  |                                    |   |                 |   |   |  |                 |  |
| 鷹井<br>ポンプ場    | 平成11年度鷹井ポンプ場施設改築計画業務委託報告(平成12年3月)時点の資料   | 447<br>(機械)<br>391 沈砂池設備<br>除塵機他<br>56 (電気)<br>制御盤他    | 17<br>(建築)<br>6 沈砂池棟<br>屋上防水<br>4 ポンプ棟<br>屋上防水<br>(機械)<br>7 真空ポンプ |  | 416<br>(機械)<br>416 沈砂池設備<br>流出入ゲート |   |                 | 57<br>建物耐震補強<br>改修工事  |   |  |                 |  |
| H11年度<br>委託   |  |  |   |  |                                    |   |                 |   |   |  |                 |  |
| H13年度<br>耐震委託 |  |  |   |  |                                    |   |                 |   |   |  |                 |  |
| 笹ヶ瀬<br>ポンプ場   | 平成15年度笹ヶ瀬ポンプ場施設改築計画業務委託報告(平成16年12月)時点の資料 |  |   |  |                                    |   |                 | 1,070<br>(土木)<br>2 場内整備他<br>(機械)<br>1,002 沈砂池設備<br>除塵機<br>コンヘア他<br>21 ポンプ設備<br>吐出弁<br>45 (電気)<br>制御盤他 |   | 1,689<br>(建築)<br>8 No1ポンプ場<br>屋上防水<br>外壁仕上他<br>12 No2ポンプ場<br>屋上防水<br>外壁仕上他<br>(機械)<br>1,335 沈砂池設備<br>流出入ゲート<br>コンヘア他<br>333 ポンプ設備<br>放流連絡ゲート<br>1 (電気)<br>制御盤他 |                 |  |
| H15年度<br>委託   |  |  |   |  |                                    |   |                 |   |   |  |                 |  |
| 岡南<br>ポンプ場    | 平成15年度岡南ポンプ場施設改築計画業務委託報告(平成16年12月)時点の資料  |  |   |  |                                    |   |                 | 135<br>(土木)<br>2 場内整備他<br>(建築)<br>1 屋根棟<br>30 (機械)<br>ポンプ設備<br>吐出弁他<br>102 (電気)<br>高圧受電盤<br>制御盤他      | 2<br>(建築)<br>2 受電棟外壁  | 53<br>(機械)<br>53 放流連絡ゲート   |                 |  |
| H15年度<br>委託   |  |  |   |  |                                    |   |                 |   |   |  |                 |  |
| 平井排水<br>センター  | 平成11年度平井排水センター施設改築計画業務委託報告(平成12年3月)時点の資料 | 243<br>(建築)<br>63 屋上防水他<br>180 (電気)<br>直流電源盤<br>・中央監視他 | 74<br>(建築)<br>2 建具他<br>72 (機械)<br>沈砂搬出機<br>他                      |  |                                    |   |                 |   |   |  |                 |  |
| H11年度<br>委託   |  |  |   |  |                                    |   |                 |   |   |  |                 |  |
| 金岡<br>ポンプ場    | 平成15年度金岡ポンプ場施設改築計画業務委託報告(平成16年12月)時点の資料  |  |   |  |                                    |   |                 | 56<br>(建築)<br>35 雨水沈砂池<br>屋上防水他<br>15 雨水ポンプ場<br>屋上防水他<br>6 (機械)<br>揚水ポンプ類<br>床排水ポンプ                   | 27<br>(建築)<br>18 雨水沈砂池<br>外壁タイル他<br>6 雨水ポンプ場<br>外壁タイル他<br>3 雨水中継P棟<br>屋上防水<br>外壁仕上他 | 163<br>(機械)<br>146 フライトコンヘア<br>17 (電気)<br>直流電源盤<br>水位計<br>燃料移送<br>ポンプ操作盤   |                 | 7<br>(建築)<br>1 雨水沈砂池<br>雨水沈砂池<br>雨水ポンプ場<br>屋内設備他 |
| H15年度<br>委託   |  |  |   |  |                                    |   |                 |   |   |  |                 |  |

## イ 下水処理場及びポンプ場の改築更新

岡山市では、昭和29年天瀬ポンプ場通水開始・昭和38年旭西浄化センターでの処理開始以降、約半世紀にわたり、市街地の拡大と共に、施設の増設を行ってきた。

岡山市としては、老朽化している下水処理場及びポンプ場について、その市民生活への重要性を認識し、計画的かつ効率的に、また将来の下水道計画を考慮して、改築更新を行うこととしている。

老朽化した処理場の中で、近い将来廃止計画がある処理場は改築更新計画から排除している。

例えば、下流の大規模下水処理場からの幹線接続により下水処理場自体を廃止する計画のある高島浄化センターや、児島湖流域下水道浄化センターに更なる送水を行うことで下水処理場としては機能させない計画（合流式下水道緊急改善計画）のある旭西浄化センターは、対象から外している。

老朽化しておらず耐用年数にも達していない下水処理場については、今後、現状把握を行い、必要に応じて、改築更新計画を策定することとしている。

また、ポンプ場の中で、老朽化した天瀬ポンプ場、巖井ポンプ場、笹ヶ瀬ポンプ場、岡南ポンプ場、平井排水センター及び金岡ポンプ場の6か所については、専門のコンサルタント業者に委託して、現状把握や現地での主として目視などによる調査を行い、劣化診断を実施し、改築更新計画を策定し、改築工事、耐震工事等を行う予定としている。

また、劣化診断の結果により老朽化の著しいポンプ場については、更に、専門のコンサルタント業者に委託して、現状把握や現地でのコンクリート破壊強度試験・コンクリート中性化試験や鉄筋腐食調査などを行い、耐震診断を行っている。

しかし、計画を作っても岡山市の財政的な事情により計画どおりに更新できないという理由で、改築更新について実行性のある綿密な計画は作成できておらず、必要最小限の修繕などで乗り切っているのが実情であり、修繕で対応できない箇所については、予算化し、改築工事を実施している。

小規模ポンプ場である芳賀佐山第1ポンプ場及び芳賀佐山第2ポンプ場については、修繕で対応が可能であり、改築更新計画からは排除している。

老朽化しておらず耐用年数にも達していないポンプ場については、今後、現状把握を行い、必要に応じて、改築更新計画を策定することとしている。

#### ウ 管きよ施設の維持管理等

一般家庭等から排水する下水を終末処理場等へ流入させる管きよ、マンホール、ます、ますへの取付管等からなる下水道の根幹施設が管きよ施設である。

前述のとおり、下水処理が始まって約半世紀が経過し、早期に供用開始した管きよには老朽化の著しいものもあり、改築更新、修繕等を適宜行ってきた。今後管きよ施設の老朽化が進み、改築更新等の必要性がより増してくるため、十分な管理をしていく必要がある。

また、雨水ます及びます取付管の清掃、マンホールの取替え、ます取付管及び本管の補修等は、管きよの維持管理に必要不可欠なものであり、路面調査または市民からの通報等により、必要に応じて随時実施している。

平成15年度及び平成16年度の管きよの清掃、浚渫の実績は（図表37）のとおりである。

（図表37） 管きよの清掃、雨水きよ浚渫の実績（平成15年、16年度）

| 年度     | 清掃延長<br>(m) | 取付管<br>(箇所) | ます<br>(箇所) | 雨水きよ浚渫<br>(m) |
|--------|-------------|-------------|------------|---------------|
| 平成15年度 | 31471.9     | 60          | 65         | 797.0         |
| 平成16年度 | 27113.25    | 14          | 8          | 1723.60       |

平成14年度から平成16年度までの年度別修繕費の内訳は（図表38）のとおりである。

（図表38）年度別修繕費の内訳

（単位：円）

| 平成14年度 | 要求額（注1）     | 内示額（注2）     | 修理実績        |
|--------|-------------|-------------|-------------|
| 公共下水道費 | 133,373,000 | 127,144,000 | 95,409,607  |
| 衛生費    | 32,758,000  | 32,629,000  | 20,090,934  |
| 合計     | 166,131,000 | 159,773,000 | 115,500,541 |

| 平成15年度 | 要求額         | 内示額         | 修理実績        |
|--------|-------------|-------------|-------------|
| 公共下水道費 | 114,968,000 | 107,974,000 | 87,781,774  |
| 衛生費    | 26,298,000  | 25,520,000  | 20,847,329  |
| 合計     | 141,266,000 | 133,494,000 | 108,629,103 |

| 平成16年度 | 要求額         | 内示額        | 修理実績        |
|--------|-------------|------------|-------------|
| 公共下水道費 | 102,108,000 | 64,460,000 | 86,376,816  |
| 衛生費    | 14,077,000  | 6,860,000  | 13,763,715  |
| 合計     | 116,185,000 | 71,320,000 | 100,140,531 |

（注1） 要求額とは、下水道局から岡山市財政局に対し予算要求した額のことである。

（注2） 内示額とは、財政局から下水道局に提示された予算決定額のことである。

（注3） 平成16年度における修理実績は、緊急に修理する必要があったため、他の費目から流用して執行したものである。

修繕の管理については、修繕履歴として年度別に修繕台帳（受付台帳）に記入し、管理がなされていた。

(2) 監査の視点

- ア 下水道施設の改築更新及び維持管理は適切に行われているか。
- イ 固定資産管理が、取扱規則及び点検に係る関係法令等に基づき適正に行われているか。
- ウ 下水道施設の修繕・更新計画は適切に作成されているか。
- エ 施設にある備品を含む財産が、市の会計規則等に準拠して適切に財産管理されているか。

(3) 監査手続

- ア 下水道施設の改築更新及び維持管理については、担当者への質問等を実施し、更新等が適切に行われているかを確認した。
- イ 固定資産管理が取扱規則及び電気事業法、水道法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令等に定められた点検周期等を遵守し、適正になされているか、平成17年3月分の設備月例点検表、管理日誌、運転日誌、作業日誌等を査閲し、担当者に管理の状況を質問した。
- ウ 下水道施設の修繕、更新計画について担当者より説明を受け、内容について質問した。
- エ 備品等の管理については、施設の現場視察や、施設にある固定資産の現物確認と備品台帳との照合および施設・所管部署等の関係者への質問等を行い、管理状況を検証した。

(4) 監査の結果及び意見

「指摘事項」下水道施設の更新計画

下水道施設の適切な改築更新のため、現場担当者としては、固定資産台帳等により下水道施設の使用年数や修繕履歴等を十分把握できるようにするため、一覧表を作成し、できるだけ効率的な管理を行っている。

しかしながら、岡山市の財政状況が厳しい現状においては、下水道施設の補修、修繕等の支出を確保するのが精一杯であり、更新計画等を作成しても実現が困難であるため、下水道局としての正式な更新計画は作成されていない、との説明を受けた。

確かに、岡山市の財政状況は厳しく、下水道事業の企業債償還も多額にのぼり財源が不足するため、更新計画の作成が困難であるのは事実ではあるが、このような状況であるからこそ、より計画的かつ効率的な処理施設及び下水道施設の改築更新計画を策定する必要があるものと考えている。

#### 「意見」管きよの改築更新修繕等

管きよの維持管理を効率的に行うためには、改築更新や清掃、浚渫等を計画的に行うことが望ましい。

しかしながら、管きよの修繕等は、市民からの悪臭等の苦情・通報等により異常が発見された後に実施される状況となっている。

清掃については、一部計画的にも行ってはいるが、7～8年前までの清掃について、担当者の記憶としてしか把握されておらず、それ以前にどの地域の清掃を行ったかについては、設計図書を調べないと即座には分からない状況になっている。

これは、現在の固定資産管理システムにおいては、固定資産台帳等に管きよの修繕や清掃、浚渫等の履歴がデータとして蓄積されるようになっていないためであり、計画的な管理が十分にはできない状況となっている。

過去の修繕等、場所の特定が必要な場合、過去の工事委託台帳により、どのエリアの修繕、清掃等を行ったかを調べているが、正確な場所の特定は困難である、との説明を担当者から受けた。しかしながら、修繕、清掃等を行った場所がはっきりしないと、清掃等を行う期間が不規則になる可能性があり、非効率な管理にもなりかねないと判断される。

管きよのように非常に広範囲にわたるうえ、地下にあるため点検が困難な固定資産を適切に維持管理していくためには、修繕や清掃等の履歴を固定資産台帳等に適切に反映させ、検証可能にしておく必要がある。

平成17年度には、固定資産の管理について、修繕等の履歴を検証できるようにシステムを改めるように検討をしており、平成17～18年度で、旭西処理区の経年管きよの改築計画も策定中である、との説明を担当者から受けた。

今後においても、早急かつ積極的な改善が望まれる。

## 「指摘事項」 物品（備品）の管理について

物品として管理されているものには、処理場で使用される備品および薬品があげられる。このうち備品については、岡山市会計規則（昭和39年市規則第6号）により「出納員及び分任出納員は、毎年度末において取り扱った備品の出納状況を調査し、備品整理簿と現物を照合して物品出納報告書（様式第91号）を作成し、分任出納員にあっては所属の出納員へ、出納員にあってはこれを取りまとめ、整理して収入役へ翌年度の4月20日までに報告しなければならない。」とされている。しかし、会計課で管理されている備品台帳に記載された数量と、物品出納報告書で報告されている数量が合致しないものがあった。

平井排水センターで使用されている備品のうち、FAX機などは備品シールが貼り付けられておらず、備品の所在が直ちに把握できないものが見受けられた。また、備品台帳に記載されていない備品や、備品シールを貼付していない備品が存在した。

備品購入の際の備品シールの貼付は、処理場において行うようになっていた。備品シールの貼付は、市の所有財産であることを示すだけでなく、備品購入費の適正な予算執行を図る上でも重要なものである。また、備品管理を行うためには、備品管理番号に不備のないように留意する必要もある。

すみやかに備品台帳の数量の正確性を検証して備品台帳を適正なものとするとともに、備品シールの貼り付けや備品整理番号に基づく備品の実在性の確認を行い、備品の管理をより適正に行うことが必要である。

## 10 職員給与その他の事務手続 について

### (1) 概要

#### ア 給与体系について

人事給与の手引に基づき、下水道に關係する給与制度を整理すると、(図表39) のとおりである。

(図表39) 下水道事業に關係する職員給与制度の概要

| 項目  |        | 金額 (注1)<br>(千円) | 内容       |  |
|-----|--------|-----------------|----------|--|
| 給与等 | 在職中の給与 | 給料              | 644, 475 | 基準内給与の中心的な支給   |
|     |        | 扶養手当            | 27, 014  | 他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給される。  |
|     |        | 調整手当            | 34, 908  | 全職員(臨時的任用職員及び嘱託職員を除く) に対して支給される。支給額は、医療職給付表(1)の適用を受ける職員、東京事務所に勤務する職員以外の職員は(給料+扶養手当+管理職手当) × 3/100 である。 |
|     |        | 通勤手当            | 16, 190  | 通勤にかかる費用に対して支給される。   |
|     |        | 单身赴任手当          | 564      | 公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、単身で生活することを常況とする職員に対して支給される。   |
|     |        | 時間外勤務手当         | 55, 413  | 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、現に勤務した職員に対して支給される。  |
|     |        | 休日勤務手当          | 1, 799   | 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ現に勤務した職員に対して支給される。  |
|     |        | 夜間勤務手当          | 0        | 正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられ現に勤務した職員に対して支給される。   |

|     |        |           |            |              |   |
|-----|--------|-----------|------------|--------------|---|
| 給与等 | 在職中の給与 | その他の手当    | 宿日直手当      | 0            | 宿日直勤務（PM5:00～AM8:30）、日直勤務（AM8:30～PM5:00）を命ぜられ現に勤務した職員に対して支給される。 |
|     |        |           | 特殊勤務手当     | 3,641        | 岡山市職員の特殊勤務手当支給条例に基づくもの。（例えば下水道施設の修理又は清掃に従事した職員1時間440円。）         |
|     |        |           | 管理職手当      | 25,514       | 管理または監督の地位にある職員に対して支給される。                                       |
|     |        |           | 管理職員特別勤務手当 | 171          | 管理職手当の支給対象職員が、臨時または緊急の必要、その他公務の運営の必要により週休日または休日に勤務した場合に支給される。   |
|     |        |           | 期末手当       | 186,824      | 期末手当基礎額（注2）×r×期間率（r=6月は1.4、12月は1.6）                             |
|     |        |           | 勤勉手当       | 87,018       | 勤勉手当基礎額（注2）×期間率×0.7×成績率   |
|     | 退職時の給与 | 退職手当      | 0          | 特別会計では計上されない |   |
|     |        | 長期給付（年金等） | 0          | 特別会計では計上されない |   |

（出典は「人事給与の手引」）

（注1） 金額は平成16年度歳出決算額である。

（注2） 期末（勤勉）手当基礎額＝（給料＋扶養手当の月額＋調整手当の月額）×（1＋R）  
（Rは等級によって100分の5から100分の20の間で決まる）

#### イ 正規の勤務時間以外の取扱いについて

岡山市の勤務体系において、正規の勤務時間以外の勤務については一般的に大きく3つに区分される。

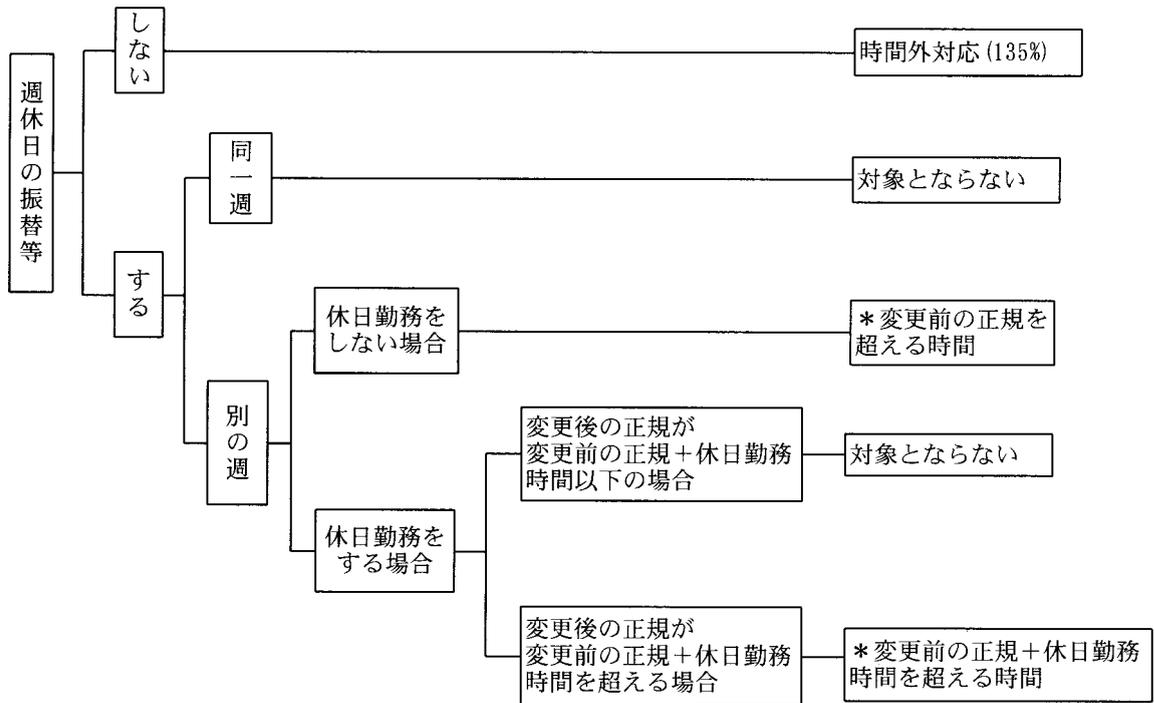
|          |                            |
|----------|----------------------------|
| 平日の時間外勤務 | 前項の時間外勤務手当を参照              |
| 週休日の勤務   | 毎週の土曜日、日曜日の勤務（振替対象）        |
| 休日の勤務    | 国民の祝日および年末年始の休業日での勤務（代休対象） |

このうち、週休日の振替および休日の代休日制度について以下概要を記載する。

ウ 週休日の振替等について

人事給与の手引等に基づく週休日の勤務について、休日振替および時間外勤務手当などの概要は、(図表40) のとおりである。

(図表40) 週休日の勤務についての取扱い



<フローチャートの説明>

- ① 原則として、日曜から土曜日の一週間を単位とし、当該週の正規の勤務時間のうち\*の部分は25%支給の対象となる。
- ② 「休日勤務」とは、その週に休日があり、当該休日に勤務した場合で、休日勤務手当が支給される場合をいう。代休日指定され、休日勤務手当が支給されない勤務を除く。
- ③ 「休日勤務時間」とは、休日勤務手当を支給された時間数（休日に勤務した正規の勤務時間数）をいう。
- ④ 「変更前の正規」とは、週休日の振替等を行う前のあらかじめ割り振られた正規の勤務時間をいう。
- ⑤ 「変更後の正規」とは、週休日の振替等を行った後の正規の勤務時間をいう。

- ⑥ 「対象とならない」とは、労働基準法第32条第1項の趣旨に従い、一週間の上限を超えない場合には、25%支給の対象となる時間とはならないことをいう。

エ 休日の代休日制度について

(ア) 代休とは

休日数の確保による総勤務時間の短縮、職員の健康・福祉の増進等のため、休日の正規の勤務時間全部について特に勤務することを命ぜられた場合、その休日勤務に代わるものとして、1日（暦日）の休みを代休日として与えようとするものである。

(イ) 代休日指定の要件

|                   |   |
|-------------------|---|
| 代休日指定の対象となる休日     | 代休日指定の対象となるのは、休日のうち、国民の祝日に関する法律による休日および年末年始の休日に限定される。   |
| 代休日を指定する際の休日の勤務命令 | 代休日を指定することのできる休日の勤務命令は、休日の正規の勤務時間全部についての勤務命令であることが必要である。したがって、半日および一部の時間の勤務命令は、代休日を指定することはできない。 |
| 代休日の指定時期          | 代休日の指定は、勤務を命ずる休日前に行わなければならない。   |
| 代休日の指定範囲          | 次の3つの条件を満たさなければならない。<br>a 休日以外であること<br>b 当該休日後8週間以内であること<br>c 当該休日と同じ時間数の正規の勤務時間が割り振られていること     |

(ウ) 給与の取扱い

- a 代休日を指定されていて、当該休日の正規の勤務時間全部を勤務した職員には、当該休日の勤務については休日勤務手当を支給しない。
- b 代休日においては、原則として勤務することを命ずることはできないが、天災等やむを得ず勤務することを命ずる場合には、休日勤務手当を支給するものとする。
- c 休日および代休日における正規の勤務時間を超える勤務は、時間外勤務として取り扱うこととなるが、この場合において、休日の時間外勤務手当の支給割合は、通常勤務日の勤務（100分の125）として取り扱われ、代休日の時間外勤務手当の支給割合は、休日勤務手当の支給される日の勤務（100分の135）として取り扱われる。

(2) 監査の視点

- (ア) 給与管理システムにて計算された給与が適切に財務会計システムに反映されているか。
- (イ) 時間外勤務手当及び休日勤務手当に関する手続きが適切に行われているか。
- (ウ) 通勤手当、扶養手当など諸手当が適切に算定されているか。
- (エ) 管理職員特別勤務手当の支給対象は適切か。
- (オ) 勤怠管理などの労務管理が適切に行われているか。
- (カ) 出張旅費が適切な手続きに基づいて支給されているか。

(3) 監査手続

- (ア) 平成16年度の賃金台帳の金額と、決算書類の金額を照合した。
- (イ) 時間外勤務手当および休日勤務について、命令書を査閲し、時間外勤務に対して適切な承認があるか確認した。
- (ウ) 諸手当について、人事給与の手引を閲覽し、一部抜き取りして個人別の申請書類と突合した。
- (エ) 管理職員特別勤務手当について、実績簿を閲覽した。
- (オ) 出張旅費の命令書・報告書類を閲覽し、内容及び手続を確認した。

(4) 監査の結果および意見

「指摘事項」管理職員特別勤務手当の150%支給について

管理職員特別勤務手当の支給額として、「6時間以内100%支給」「6時間を超える場合150%支給」という規定になっている。今回実績簿を閲覧した結果、事実は6時間を超えて勤務していた場合で、申請書の書面上、6時間以内という記載で150%支給されているものが数件みられた。不注意による記載の誤りであるが、今後の規定の周知および運用の徹底が必要である。

「意見」議員随行の費用対効果について

出張旅費の抜き取り（5件）のうち1件、内容および費用対効果の点から疑義のあるものが見られた。

a 日程 2泊3日

b 旅程 青森（操車場跡地60分）—東京（福祉施設120分）—愛知（下水道施設90分）

c 随行者2名（局長級および部次長級）

d 費用試算 旅費・手当289,600円＋人件費相当(29,498円×3日＋23,421円×3日)＝448,357円相当

(注) 局長級：行政職9級1号給料416,000円× $r$ ÷22日＝29,498円

部次長級：行政職8級1号給料330,300円× $r$ ÷22日＝23,421円

$r = (\text{給料} + \text{扶養手当} + \text{調整手当} + \text{管理職手当} + \text{期末手当} + \text{勤勉手当}) \div \text{給料} = 156\%$

e 見直し策の例 ①下水道に係る旅程のみ日帰りで参加する。

②2名ではなく1名で随行する。